

令和4年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和4年6月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年6月6日 午前9時宣告

開 議 令和4年6月6日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町民課長補佐	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和4年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和4年6月6日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（西森勝仁君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順とします。
11番、松浦隆起君の発言を許します。

11番（松浦隆起君）

おはようございます。松浦隆起でございます。11番、松浦でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

本日は3つの質問をさせていただきますが、「だれ一人取り残さない、困っている人に支援が行き届く、持続可能なまちづくり」を一つの根底においてお聞きしたいと思っております。昨年の9月定例におきましても、同じ主旨のもと、御質問をさせていただきました。この考え方の根底にある一つが、SDGsの理念をしっかりと柱においたまちづくりであります。前町長は、この考え方を根底にしたまちづくりを進めると明言をされておりました。片岡町長がこのSDGsについて、どのような考え方を持っておられるのか、具体的にはお聞きをしたことがございませんので、これにつきましてはまた別の機会にお聞きをしたいと思っております。

全国的にも、そして佐川町におきましても、高齢化は進んでおります。そういった現実をしっかりと見つめ、誰も置き去りにせず、この佐川町に住む誰もが幸せを享受できる、そういったまちづくりを進めていかなければならないと思っております。本日はそういった観点から問題提起としての角度も含めまして、お聞きをしていきたいと思っております。

先日、個人的にひとつショックなことがございました。私の知り合いの方で、町内のある、あえて地域名は言いませんが、ある地域にお住いの方が、6月から町外に引っ越しをすることになりました。その方は、佐川町にお家を建てて、20年近く、10数年前に引っ越してこられました。そういった方が、なぜ、今回、転居することを決めたのか。それは、終活、終いの活動の終活を考えてのことだとお聞きをしました。今住んでいる地域には、近くにお店や病院がなく、移動手段もないため、これから高齢者になる、年をとっていく、そ

ういったことを想像した時に、果たしてここで住み続けることができるのかと、そういった不安を感じ、動けるうちに町外へということで御夫婦で相談をして決めて、引っ越しを決めたそうであります。佐川町を終の棲家にしてもらうことができなかつたことに、大きなショックと責任を感じました。こういった判断をさせることがないよう、できる限り行政も含めて、我々は真剣に考え、住み続けられるまちづくりを考えるべきだと。そんな思いも含めてお聞きをしたいと思います。

それでは、具体的に質問に入らせていただきます。1点目にごみ出し支援の取り組みについて、お聞きをいたします。この質問につきましては、昨年12月定例会に引き続いて、今回で6度目になります。このごみ出し支援の取り組みは、何度も申し上げておりますが、ごみ出しが困難な高齢の方、障害者の方のお宅まで伺い、戸別に収集するというものであります。今全国で取り組んでいるなかでは、見守りの活動も含めて、ごみを収集すると同時に、その高齢者の方の見守りも行っているということも行われているところが数多くございます。

本町におきましても、令和2年度の年度途中からであります。この事業をスタートしていただいておりますが、昨年12月定例会で質問をさせていただいた時点でも、残念ながら実績はゼロでありました。問題は、その事業の方法であります。各自治会に委託をし、1世帯当たり1カ月千円を補助金として自治会に支払うものであります。しかし、この方法について私は一貫して見直しを求めてまいりました。この方法が現実に各地域や地域の方の現状に合っていないが故の実績ゼロであるのではないかと。

そこでまず、昨年12月の質問以降の事業の現状、実績についてお示しただけだと思います。

町民課長補佐（山本壽史君）

おはようございます。町民課課長補佐の山本でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

現在の地域ごみ出し支援事業につきましては、令和2年6月定例会におきまして、事業実施にかかる補正予算を御承認していただき、その後、自治会などへの広報を行って事業を開始しております。事業開始から約2年弱が経過いたしますが、実績につきましては残念

ながらゼロ件となっております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。今御答弁をいただきましたが、現時点でも実績はないということでございまして、ぜひ、実効性のある制度へと切り替えていただきたいというふうに思います。

昨年の12月定例会の私の質問に対しまして、片岡町長からは次のように御答弁をいただいております。「今の制度が使いにくいために利用者がいないのであれば、本当に困っている方が困ったままとなります。で、ほかの手立ても考えていく必要があると思っております。健康福祉課、社会福祉協議会とも一層の情報共有、連携を図りながらごみ出しに困っている方の把握に努め、その結果をもとに、一般廃棄物の収集業者、またシルバー人材センター等への委託も含めて、利用のしやすい、困っている方への手助けとなるような利用、仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。」と。

このごみ出し支援の取り組みは、高齢者の方が地域に安心して住み続けていくためにも、必要な取り組みだと考えております。町長の御答弁はそのとおりでございまして、困っている人が困ったままとならないように1日も早く、ごみ収集業者やシルバー人材センターなど外部委託する方法に切りかえていただきたいと思いますが、この点についてお聞きをしたいと思います。

町民課長補佐（山本壽史君）

お答えさせていただきます。まず、結論からお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたが、現行のもとでは実績がゼロとなっておりますので、早急に現行制度を見直し、新しい支援制度を構築して実施していきたいと考えております。このごみ出し支援につきましては、松浦議員から過去に5回の質問を受けており、今まさにごみ出しに困っている、ごみ出し支援が必要であるということが過去の議事録を確認する中でひしひしと伝わってまいります。したがって、実施時期につきましては来年度からとは言わず、本年度途中からでも実施したいと考えております。

このごみ出し支援事業につきましては直営方式による直接支援型、委託方式による直接支援型、コミュニティー支援型、そして福祉サービスの一環型の4つのタイプがあります。現行の制度は自治会への補助ということですので、コミュニティー支援型に該当し

ます。新たな制度についての今後の取り組み方針としましては、委託による直接支援型を考えております。そして、委託先としましてはシルバー人材センターや一般廃棄物収集運搬処理業者を考えております。

支援の対象者としてしましては、ごみ集積所にごみを出す事が困難である高齢者や障害者の方など。また、支援の範囲につきましては玄関先から清掃センターまでをと考えております。

また、このごみ出し支援制度を実施するにあたりましては、地域支援包括センター、社会福祉協議会、ケアマネージャー、ホームヘルパー、そして民生委員などの連携が必要であり、連携することによりまして支援を必要とする方々をピックアップし、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

まずは、新たな支援制度をスタートさせ、実施する中で出てくる課題については、その都度制度の見直しを行いながら持続的に制度を運用していきたいとこのように考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。

今、外部委託で切りかえるということで具体的にこれから検討していただくという話をいただきました。それから、対象者につきましてはごみ出しが困難な方というお話をいただきましたので私のほうからもお願いをしようと思っておりましたが、いの町とかいろんなどころで行っている中で、介護度でくくりをかけているところがございますが、それをかけてしまうと介護を受けずに頑張っておられる方々が支援が受けられないということになりますので、ぜひ対象から外していただきたいと思っておりましたが、今の御答弁だとそういうくくりはないようにも思っておりますので、ぜひそのへんも含めて検討していただければというふうに思います。

誰ひとり取り残さない、今御答弁でも言っていただきましたが、そのためには大事な取り組みで、早速切りかえをしていただけるということで、感謝を申し上げたいと思います。ぜひ、早い段階での事業の実施に向けての取り組みをお願いしましてこの質問は終わらせていただきます。

それでは、2点目に高齢者等の移動支援についてお伺いをいたします。

この高齢者の移動支援につきましても今回で6回目の質問となります。この課題につきまして、初めて質問させていただきましたのが平成25年の12月定例会であります。私が初めて質問をさせていただいた時から、一貫して言わせていただいていることは、高齢者の方たちが、自宅から、ドア・ツー・ドアで移動できるデマンド方式にするべきだということであります。そうでなければ、本当の意味での、交通弱者対策、買い物弱者対策にはならないと思っております。ただ、一方で現在、既にコミュニティーバスとしての運行が行われており、着実に利用者も増加をしているという点は考慮しなければならない事実であります。言い方を変えれば、町民の方のなくてはならない足となりつつあるぐるぐるバスを維持しながら、どう取り組んでいくのかという点が大きな課題となっておりまいます。しかし、これは、高齢者の方が住み慣れた地域で住み続けていくことができるためには、断じて乗り越えなければならない課題であります。ぐるぐるバスでは手が届いていない、交通手段から取り残された地域や町民の方に、こういった手立てを行っていくのかということが、本日の質問の肝であります。

この課題をクリアするための考えられる方法としては、主に3つ。1点目は、以前から申し上げております、デマンド方式を取り入れる方法、2点目は、ぐるぐるバスのコースを変更する方法、3点目が、高齢者の方やコースが行き届いていない地域の方を中心にタクシーチケットを配布をするという方法であります。

1点目のデマンド方式を取り入れる方法については、例えばぐるぐるバスの運行と並行してコースではカバーできていない地域について、デマンドタクシー方式でタクシーを活用した取り組みも検討の余地があるのではないかと考えております。

そして2点目のコースの変更についても、検討の余地はあるのではないかと考えております。ぐるぐるバスはコミュニティーバスでありますので、それぞれの地域を各自治会単位でのいわゆるコミュニティーの中心にバス停を設置をして運行しているというのが現状だと思います。そこで、バス停から次のバス停に向かう際に、自治会内の道路をできる限り網羅をして走る、そうすることで家の前に立っていれば乗れることとなります。現在でも、郊外線のコース上にある家の方は、家の前で乗れることができます。それをできる限り全域に広げることができれば、多くの方が家の前でバスに

乗れることができるはずであります。ただ、この2つの方法を実施するとしても、準備が必要であり、一定期間、時間がかかると思われれます。

そして3点目が、タクシーチケットの配布であります。この取り組みにつきましては、昨年の9月定例会において、お聞きをしております。バス停から離れている地域の、特に高齢者の方にタクシーチケットを配布する取り組みであります。この方法がこの3つの中では一番早く実施ができ、効果も大きいのではないかと考えております。このタクシーチケットは、越知町でも実施されているとお聞きをしております。また、このタクシーチケットの配布につきましては、片岡町長の選挙公約であったと記憶をしております。その意味でも、ぜひ、実施をするべきでありますし、実施に向けた検討を始めていただきたいと思います。

そこで、お聞きをしたいと思いますが、ぐるぐるバスでは支援しきれていない地域の人たちへの対策をどのように考えておられるのか、そして先ほど取り上げました具体的な3つの方法について、ぜひ、検討をしていただきたいと思います。その点も含めたお考えをお伺いしたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。私の方からはデマンドバスとの平行と言いますか、併用の部分、それと、ぐるぐるバスのコースから外れている部分への対策につきまして御回答のほうさせていただきたいと思います。

まず、さかわぐるぐるバスにつきましては、現在、中心部ぐるぐる線が月曜日から金曜日の間、1日4便、また、郊外線につきましては8路線をそれぞれ週に1回4.5便、計9路線で運行のほう行っております。令和3年度の利用実績につきましては、中心部ぐるぐる線がコロナ禍前の令和元年度の実績を上回るなど、全体としましてもコロナ禍前の利用水準に戻りつつある状況であります。

また、令和元年度から販売を開始いたしました回数券につきましても、5つの路線で現金の利用者を上回るなど全体運賃収入のほぼ半額が回数券を使った利用者となっております。各路線につきましても、買い物や通院など一定の利用実績があることから、現在のコミュニティーバス方式、こちらにつきましてはコロナ禍におきましても移動手段を持たない地域の方の重要な生活手段の一部となって

いると考えております。

デマンドバスの併用につきましては、対象地域の選定や対象地域からどこまでを運行する範囲とするのか、こういったことを、また、業務委託が想定されますタクシー会社、こちらのほうの対応が可能かなど、また、経済の経費的な面も含めまして、今後しっかり検討していかなくてはならないというふうに考えております。

また、コースの件につきましてはですが、現在、佐川町ではJRの駅やバス停などから400メートル以上離れている区域、いわゆる公共交通空白地域と。こちらの解消のほう目指しまして、区域外の地域で要望を聞き取るなどして、路線変更を行うなど取り組みのほうを進めてまいりました。

佐川ぐるぐるバスにつきましては、平成28年度に作成いたしました、佐川町地域公共交通網形成計画に基づきまして、現在、運行を行ってきたところですが、本年度、この計画の見直しをする年というふうになっております。これまでの実績も踏まえまして、地域の声をしっかりと聞きながら、現在の佐川町民のニーズに合いましたぐるぐるバスの運行ができるよう、公共交通空白地域の考え方につきましてもしっかりと協議を行いまして、デマンドバス、こちらのほうの併用というものも可能かどうか、しっかりと検討しながら計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。私の方からタクシーチケットの配布について御答弁をさせていただきます。

私も各地域を回る中で、バス停までの手段に苦慮しているというお話を聞いております。今後ますます高齢化が進む中で、高齢者や障害者のある方々への対応は重要なことであり、支援すべきだと確信をしております。

現在、福祉サービスとしまして、障害のある方の状況に応じまして、タクシーのチケットを配布をして、させていただいているところですが、本年度、先ほど課長のほうからも御答弁がありました。佐川町公共交通計画も策定しますので、その計画づくりの段階での調査などを踏まえまして、タクシーチケットの配布について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

11番（松浦隆起君）

はい。本年、地域公共交通の見直しの年になっているということで、先ほど課長からは私が先ほど質問したコースの、要は自治会内を今は中心から中心それをぐるっと回ることが可能かどうかというのはちょっと答弁なかったですが、そういうことは検討できるかどうか。それと、今タクシーチケットについて町長からは前向きと捉えていいのかなとは思いますが、検討していただくということなので、検討の結果できませんでしたということも可能性としてはあるかもわかりませんが、ぜひ、実施するというほうの検討をしていただきたいと思いますが、タクシーチケットをもし実施をすれば逆にデマンドであるとかっていうことはある意味必要がなくなってくる部分もある。まあ、あまりいくつもは経費的にもできないのではないかなと思っておりますので、一番どれが皆さんにとって、地域にとっていいことなのか、また、行政にとっても可能な、経費的にも可能な範囲でできることなのかというのを踏まえて検討していただければと思いますが、タクシーチケットについては検討することですので、お聞きはしませんが、そのコースについて先ほどちらっと課長とも事前にお話をしましたが、そういうことが限られた時間の中で可能なかどうか、そういったことも含めて検討できるかどうかもう一度ちょっと答弁いただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。すいません、抜かっておりました。

コースにつきましても、現在のコースを基本としながら、地域のニーズにつきましても年々変わってきているというふうに考えておりますので、そちらのほうも地域の実情、またアンケート調査なんかも想定をしておりますので、そういったところを踏まえまして、コースの変更も可能な限り考えていきたいというふうに思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。わかりました。今課長から地域のニーズ、またアンケート等というお話もありましたが、そういうのを行ってもどうしても隠れてしまうニーズというのが、つかみきれない、表に出てこない声であるとかということはどうしても出てきてしまうので、できるだけそういうのを声を聞くのがやっぱり具体的にそれぞれの地域、自治会に入って直接声をお聞きするというのも必要ではないかなと思いますので、これはここで言うのは簡単ですが、実際に行う職員

さんにとっては非常に実働がかかることなので、検討する必要があると思いますが、ぜひそういったことも含めて、この公共の足という、公共というかそのこういう交通手段というのは我々持っている者にとっては何も感じないことかもわかりませんが、そうではない地域に住んでおられる、また日々病院や買い物に行こうとしておられる高齢者の方たちにとっては生活の中で非常に大きな比重を占める大事な視点でございますので、ぜひ高齢者の方の身になって検討を進めていただきたいということをお願いをしまして、この質問につきましては終わらせていただきます。

それでは、3点目に、先ほど高齢者の方のというお話をしましたが、地域の高齢化に備えた取り組みについてお伺いをいたします。

備えたと言いつつも高齢化が進んでいるわけですが、具体的には、地域の高齢化が進む中での自治会のあり方や、それに対しての行政の考え方、また、地域の担当職員制度の現実的な取り組み方や地域でがんばる事業の考え方などについてお聞きしていきたいと思えます。

私たちの住むこの高知県は皆さんも御存じのように高齢化社会へと進んでおります。真ただ中にあると言っていると思いますが、一般的に65歳以上の高齢化率が14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会が超高齢化社会と呼ばれると思っておりますが、高知県は人口が全国に15年先行して減少する、高齢化率の上昇も全国に10年先行しております。令和2年10月の国勢調査によれば、高知県の高齢化率は35.5%。超高齢化社会の水準に達している。しかし、その上をいっているのが我が佐川町でありまして、同じ調査からみても、本町は高齢化率が41.1%となっており、超高齢化社会となっております。今後においても人口が減少する中、高齢化率は一定程度上昇するというふうに見られております。この人口推移は町の担当の方がつくられているものですので、しっかり現状を把握しておられると思えます。そういった中で、どう地域を守り、住み慣れた地域に住み続けていくことができるまちづくりを進めていくのが、行政に課せられている、これは大きな宿題であり課題と言えらると思えます。

今日は、そういった視点から、焦点を地域コミュニティーの核である自治会において、お聞きをしていきたいと思えます。現状をどう捉え、今後、どういった展望をお持ちなのかも合わせてお聞きを

したいと思います。

今年の4月1日の高知新聞に、県が行った県内の50世帯未満の集落を対象に行った集落調査の結果が出ておりました。それによりまずと、集落の後継者が「いる」とした集落は48.6%で10年前と比べて14.7%減少しており、逆に後継者が「いない」とした集落は31.8%で10年前より9.9%上昇しております。また、現時点での世話役の年齢は、70代以上が46.2%を占め、前回から15.1%増加、逆に50代以下は16%と前回から10ポイント余り減少しており、リーダーの高齢化が顕著になっているというふうにされております。また、この公表した、集落实態調査の県の間接報告では「10年後の集落活動を維持できない」とした集落が前回より12.5%増の39.3%に上っております。このことは、本町にも当然、あてはまるものでございます。

私も、地域の方からこの自治会のあり方について、何度もお話をいただきました。5年後、10年後、またその先を考えれば、自治会の統合やそういったものなども含めて何らかの手立てが必要ではないだろうか。自治会長などの役員のみならず手不足、また固定化などの影響も出てきつつあると。町も、もうそろそろ、真剣にこういったことを考える時期が来ているのではないかと、そういった声を受けての、今回の質問であるということをお願い添えておきたいと思っております。

地域住民が自主的に集って活動する「地縁による団体」として、この自治会は地域住民の親睦と、助け合いの大切な場となっていることは言うまでもありません。今では防災の中心でもございます。憲法が定める地方自治の本旨は、自治体が主体の「団体自治」と、住民参加の「住民自治」からなります。この自治体の効率化とともに、主体性ある住民参加の支援も進める必要があります。その意味からも自治会の存在意義と役割は大きいものと言えます。本町においての行政の事務、また行政サービスにおきましても、この自治会の存在は今や必要不可欠なものとなっております。しかし、先ほどから申し上げておりますように、地域の高齢化により自治会を支える人材の減少や自治会活動の維持に影響が出始めているという実態も一方でございます。そして、それは、今後益々大きくなっていくのではないかと考えられます。そういった点を考えるときに、行政として、町内各自治会の生の声を聞き、現状を把握することや、将来に向け

たそれぞれの統合、そういったものなども視野に入れた上での方向性を、各自治会の方々と共に真剣に検討を始めていく時期が来ているのではないかと考えております。全国の自治体の中にはこういった小規模自治会に対して統合や再編、存続に向けてのアンケート調査などを行い、課題解決に向けて取り組んでいるところが多数ございます。

そこで、まずお聞きをしたいと思いますが、現時点において、地域の高齢化に備えた取り組みとして、現状をどのように捉え、どういった点に問題意識を持っておられるのか。そして、自治会の今後について、現状を踏まえた上でどういった方向性を持って考えておられるのか、何をなすべきという考えでおられるのかまずお聞きをしたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。自治会での活動につきましては、地域のコミュニティにおきまして、中心的な役割を果たしているということにつきましては言うまでもないところなのですが、昨年、総務省が実施いたしました「自治会・町内会の活動に関するアンケート調査」というものの結果から見ましても、全国的に中心的な役割を担っていただいている方の高齢化や、加入率の低下など活動継続していく中でさまざまな問題を生じておるところでございます。

佐川町におきましても例外ではありませんで、地域での活動を担っていただいている方の高齢化や自治会長がなかなか決まらないなど、こうした話を自治会のほうからの相談も寄せられているところでございます。

町としましては転入された方に自治会や自主防災組織への加入のチラシを配布するなどしているところではありますが、また自治会のほうともさまざまな協議のほうも重ねているところではございますが、効果的な打開策、こちらのほうが見い出せていない状況となっております。こうした中でも自治会ごとにそれぞれ困り事、また違った困り事いろいろあると思いますので、松浦議員おっしゃいますようにしっかりと地域の実情を聞き取るなど目を向けながら、他の自治体でいろいろ取り組みをされている事例も出ておりますので、こうしたことをしっかりと研究しながら佐川町にとっての打開策、こちらのほうを考えていきたいというふうに考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。ありがとうございます。この課題解決に必要なことは何かと言えば、どの課題もそうですが、それは現状を客観的に捉えることだと思います。そして、その捉えた上で地域の高齢化について言えば10年後、20年後の姿を冷静に捉えて、今何をすべきか、的確に判断をしていくことだと思っております。私の地元の自治会で考えても10年先にどれぐらいの人口推移になっているのか。10年と言わず5年後を考えても非常に厳しい状態になるのではないかと。それを町レベルに上げて、ぜひ考えていただければと思います。

先ほど課長から、国が行ったというアンケートというお話が出ておりましたが、多分私が今から言うものと同じアンケート等のお話ではないかと思いますが、総務省の自治行政局の市町村課というところが、「自治会・町内会の活動の持続可能性について」というテーマで昨年の7月に調査を開始をし、1,741団体が回答した結果の中間発表を昨年10月にまず公表しております。その中で、市区町村における自治会の負担軽減策について、「取り組んでいる」と回答した市区町村は1,099団体になっております。具体的な取り組み内容は、活動場所の提供支援、それから市区町村の担当窓口の一元化、それから市区町村の広報物の直接配布、そういったことが上位を占めているようです。これからもわかるように地域の高齢化により自治会活動が限界点に達しないよう、多くの自治体が工夫をしているのがわかります。

中でも、この広報物、佐川町で言えば町広報であります。そういったものを自治体が直接配布をすると、そういうことに切りかえているということは自治会の存続に対する危機感の表れではないかと、相当これは労力を行政側が負う事になる。それを思い切って切り替えたということは、そういう表れではないかと感じております。大事な点は、地域の実情が高齢化によって明らかに段階が変わっている、フェーズが変わっているにもかかわらず、行政側の頭が切りかわっていないければ、地域の実情と大きなずれが生じていくということでもあります。地域の高齢化に合わせた行政側の工夫やあり方が必要だということで、今までの当たり前を当たり前ではなくすということが必要ではないかと思っております。今日はぜひ、その点を共通認識として持っていただきたいというのが一つでございます。

例として2点挙げさせていただければと思いますが、一つは建設課やそういったところで行っている材料支給であります。予算にも

限りがありますから地域の要望を全て役場が直接工事を行っていくということは限界があり、軽微なものについては、セメントなど、そういった材料を支給するというところで、施工は自治会の方で行ってもらうという形をとっております。ただ、担当の課の方がよく言う「地元でお願いできますか」という、地元に限界がきつつあるということも、これは客観的に捉えなければなりません。

例えば、施工部分を自治会がシルバー人材センター、そういったところに安価で行っていただくところに委託をした場合、その何分の1かを補助するといった、そういった新たな制度を考えることも必要になってきているのではないかと。先ほどの総務省の調査でも自治会活動に対して補助金を出している市区町村数は1,345団体に上っております。そういった直接支援が必要になってきているということでもあります。

そして、もう1点、地域で頑張る補助事業についてであります。地域の共同という点で、非常にいい事業でございますし、私の地元でも何度か利用をさせていただきました。しかし、この事業も将来的には自治会の負担軽減という点では具体的な内容は申しませんが、なんらかの工夫が必要になってくるのではないかと感じております。以上の点について行政としての考え方、また今後に向けてどう進めていくのかについてお聞きをしたいと思います。

建設課長（藤本雅徳君）

おはようございます。建設課長の藤本です。私のほうからは地域で頑張る土木事業、この補助制度のことにに関して回答させていただきます。当然、先ほど言われた補助事業のこの制度なんですが、松浦議員もよく御存じのとおり、少しちょっと説明をさせていただきたいんですけども、関係する住民の皆さんとか自治会、それぞれそれぞれ地域で実情違いますが、主体的に話あっていただきまして、その工事の目的や手段を考えまして、地域ごとそれぞれに応じた計画で取りまとめを実施していただき、自治会のほうから補助の申請をいただき事業を実施しております。

少し、説明を、もう少し説明をさせていただくと、この制度につきましては平成18年に制定されておまして、道路改良などの住民からの要望を受けまして、その現場での改良計画について、建設課と地域の人で現場でいろいろ協議をしながら計画をつくってその計画に基づく補助金の交付の申請を自治会から受け付け、事業をスタ

ートしております。この制度は町発注、当然、公共インフラの整備については町のほうで発注させていただくんですが、その町の発注の工事に比べて入札手続も要りません。そして、その分早く事業に着手できますので。また、それと工事費に係る経費があるんですけども、こちらのほうも軽減できますので、財政負担も少なくて住民と行政の皆様がまさに一体となって、双方にメリットがある事業じゃないかということで、ずっと進めてきております。その効果としましても地域のコミュニティーこの形成にもつながっているんじゃないか、そして地域づくりを行う上ではとても効果的な手段になっているんじゃないかということで、事業を実施してまいりました。

しかしながらこれまでの松浦議員のお話にもありましたように、高齢化と人口減少、また地域の担い手の方の不足、こういったことで自治会の活動がままならないと、こういう状況になっていることは十分承知をしております。毎日のように、10年ぐらい前までは水路の維持管理であるとか、そういったことができよったですけど、ちょっと高齢化でようせんかったよと、何か役場でお手伝いできませんかっていう毎日のように御要望をいただいておりますので、その点については重々承知をしております。また、一方で松浦さん言われるようにSDGs、このことが国際的にも提唱されておりました、個人個人、自分らしい生き方や多様性が尊重される世の中になっております。そういったことから国や地方自治体、当然佐川町も求められる役割、これについては近年ますます大きくなっている、また、この役割を果たしていかないかんというところも感じておるところであります。

で、そういう状況もありますので、やはり、高齢化による自治会活動の難しさ、それからますますこれから行っていかないかん自治体の役割、こういう変化する社会環境に対しては行政としても柔軟な対応が求められますので、それぞれの地域住民の考え方や求めるもの、また、主体性を最大限に尊重しつつ、例えば、高齢化で対応が難しい自治会には、事務的なちょっと負担も今の現行の制度ではありますので、その負担を軽減できたり、また、地域に応じたきめ細やかな技術的なサポート、こういったこともさらにちょっとこれからはやり方も変えながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。今、課長のお話にもありましたように、今までできていたことがなかなか自治会内の中でできない。これは数年前からずっと担当の方とかにも時折話をしてきましたが、ある地域では、もう10年ほど前ですか、その地域の側溝の、山から降りてくる泥や草やそういったものの側溝のことさえもできなくなっている。それを担当課にお願いをして、無理を言ってやっていただいたことがございましたが、そういったことがどンドンどンドンもう進んでいる。で、材料支給の話在先ほどしましたが、そういったことも少し段階を、頭を切りかえて上げていただいて、この頑張る事業と組み合わせた形で、これがある一定の条件が頑張る事業にはあります。ですからそこを少し、例えばハードルを下げるとか、その材料支給だけではできない地域がこれからますます出てくる。そして、地域の実情で言えば高齢化をする。で、現役世代がじゃあ逆にそれができる人がいるかと言えば、なかなか現役世代の方がそれをできる、そういうある意味技術というか、そういうことをできない現役世代が増えてきているのではないかなというふうに私は感じておりますので、そういった現状を見すえていただいて、先ほど課長から前向きに、実情に合わせてというお答えをいただきましたので、ぜひちょっと検討を、先ほど外部に委託した場合の補助の制度であるとかいうことも言わせていただきましたが、そういったことも含めて検討していただきたいと思っております。

次に、通告内容に書いておりますが、地域担当職員制度についてであります。この制度につきましても、今までもほかの議員の方からも質問があり、一時期は制度の実施に向けて検討されていた時期もあったと思っておりますが、今、取り組みまでは至っていないのが現状であると思っております。ただ、参考までに申し上げます先ほどの総務省の調査ではこの1,741団体のうち、地域担当職員制度を導入している自治体が22団体にとどまっているのに対し、自治会担当窓口に集約をしている自治体は281団体に上っているということでありまして、地域担当職員制度というよりも自治会担当窓口という形の方が今は各自治体では多く導入しているという形が出ておりました。

話を戻しますが、平成22年の3月定例会において、この課題について1回目の質問をいたしました。ただ、私が提案したものはこの一応わかりやすいように、地域担当職員制度とは書きましたが、この従来の地域担当職員制度とは異なっておりまして、言い方を変え

ればこの担当職員の方をそれぞれの地域に張り付けるまでの必要は私はないのではないかなというふうに考えております。

佐川町在住の職員の方は、それぞれ張り付けなくても各地域、各自治会に住んでおられるわけですね。そこで職員の方がその自分の住んでいる地域、自治会のさまざまな情報、道路の危険箇所や地域の要望、そういったものを聞き取り、見取り、そしてそれを報告書の様式に沿って、例えば2カ月に1回といったような定期的に負担のかからない範囲で報告をしていただくと。で、職員の方の住んでおられない自治会に関しては近隣の地域に住む職員の方が合わせて報告を上げるというようにする。そのこと自体はそれほど負担になることじゃないと思います。日常の生活の中で自分の住む地域の環境に目を配っていただいて、2カ月に1回ないし3カ月に1回報告をしていただくことは可能なことではないかなと。そうすることで自治会の負担も減ってくるのではないかと、そういうふうに感じております。こういった形で職員の方が地域の声を聞き、そして一緒に汗を流す、そういうリレーションシップを築けば職員の方が頑張っているということも理解をしていただけますし、さらに信頼もされ、していけるのではないかと考えております。そういった観点から1回目からこういう提案をさせていただいております。先ほどから申しあげているこの地域の高齢化に対して、負担軽減を図る取り組みとして有効なものではないかと考えております。

1回目の質問の折に非常にいい取り組みではないかという答弁をいただきながら、ネックとなったのは業務としてのことを業務外時間をお願いするようになるのがそこが少し引かかるのではないかとということもございました。ただ、見て、感じることは仕事ではありませんので、報告書をつくるのは業務時間内にさせていただくことにすれば、そういったこともクリアできるのではないかなと。この直近の質問からすればもう何年かたちましたが、この地域の高齢化を見て、やはり地域に住む職員の方が一緒になって地域の自治会長さんや、そういった方と同じ目線で地域におっておられることが地域にとっては心強い、または高齢化にとっても非常に有効なことになるのではないかと考えまして、今回、もう1度質問させていただくことにいたしました。ぜひ、検討した上で取り組んでいただきたいと思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。昨年12月の定例会におきましても山本議員の御質問でお答えをさせていただきましたが、行政に携わる職員におきましては、地域の一住民としまして、地域の生活活性化や発展に貢献し、地域に信頼される人材であることが求められております。そのために、職員が一住民として積極的に地域活動に参加をさせていただき、ともに行動し、汗を流し、現場の空気を知ることが必要であり、そしてそこから出た課題を行政の課題として捉え、地域住民と連携しながらその課題解決に向けて取り組んでいくことが大切である、そのようなことにより職員の質向上につながると考えております。

また、先ほど松浦議員のほうからも質問がありましたが、各地域の会議におきましては、夜遅くの会議でありますとか、地域のイベント参加につきましては土曜日、日曜日、祝日など休日が想定されるため、職員の休暇取得の向上や長時間労働の改善など、仕事と育児や介護の両立に取り組むとされている働き方改革の観点からも負担のかからないようになるべく負担のかからないように制度導入に向け協議を進めていくこととしております。まずは先ほどの質問内容をしっかりと検討させていただき、内容について取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

11 番（松浦隆起君）

はい。ありがとうございます。各地域には今大きなくくりで言えば集落活動センターがほぼこの中心以外はできて、ある意味地域の方が本当に協働という形で各自治会、地域の集落活動センター等も含めてやっていただいておりますので、先ほど申し上げましたように、その今町長も言われたように職員の方を張り付けてとかっているのは私は必要ないのではないかなと。で、地域に住んでおられる方や自治会長さんたちがここはこうなっている、ああなっているって困って、要望や相談に来られる。その同じレベルで職員の方が見ていただいて、報告書という形で上げていただければ、おのずと情報が上がってくるのではないかなと。で、建設課の以前お聞きをすると、自分たちの住んでいるところで何かあれば上げてくださいということを職員の方にお願いはするけれども、なかなか上がってきませんというお話を聞きました。それはやはり制度として形としてこういう報告書で上げてくださいよということにしないと、皆さんも忙しいので、気がついて言わんといかんなど思いつつも、そのま

まになってしまう。それがきちんとした形になれば上げるということになってくると思いますので、ぜひ検討していただけるという町長のお話にもありましたので、その点も含めて検討していただきたいと思います。

で、関連してもう1点、その多くの自治体に取り組んでいる、先ほども申し上げましたが、自治会担当窓口の一元化がございます。これは相談の折にそれぞれの窓口に行くのではなくて、1カ所で受け付ける、また担当が受け付けるというものであります。本町においての現状は、自治会に関することであっても、最終的にそれぞれ担当課に行くということになっているのではないかなと思いますが、負担軽減の観点から考えれば、自治会担当の係、そういったものを、窓口を設けて、そこで相談を受け付けて、そこから担当課へつないでいくという方法がいいのではないかというよりも、そういう方法をとられている自治体先ほど申し上げたように非常にたくさんございます。そして、この一元化をすることによって実施をしている自治体で上がっている結果としては、担当部署が明確になることで、回答漏れが防がれていると。言っただけでも全然回答がないとか、時折私もよく聞くことですが、言うてること全然やってくれるかどうかの返事がないであるとか。そういったことの防止につながるという利点が挙げられているということでございますので、ぜひこの自治会担当の窓口という点も合わせて検討していただければと思いますが、これについてお聞きしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。自治体担当窓口というのは、まだ、今のところ設置することは考えておりませんが、住民の皆様が役場に相談に来られたときは、各課に及ぶ質問が、わからない問題がある方もおられます。そうした中で、4月からではしっかりと住民の皆さんには自分の課ではなくてもそこに連れて御案内するようという指示はしっかりと出しておりますので、そういった意味で離れた部署、教育委員会健康福祉課のほうもありますが、そこらも連携しまして対応させていただいておりますので、その辺はしっかりと抜かりのないような住民対応をさせていただきたいと考えております。以上です。

11番（松浦隆起君）

はい、今そういう取り組みをされてるということで、その取り組

みの状況を見ながら、私が提案したことも必要か必要でないかも、また、やりませんと明言されましたが、検討していただけていただければと思います。

最後に、大事な取り組みについてお聞きをしたいと思います。それは、自治会への加入率の向上に向けての取り組みであります。今少し後ろ向きのような、高齢化をしていく、段々と担い手がいなくなるという後ろ向きなお話をしてきましたが、高齢化によって自治会の担い手不足の加速を少しでもおくらせていくためにも、未加入者を減らして、自治会への加入を一人でも増やしていくということも一方で大事な取り組みでございます。

全国の自治体においても、自治会への加入促進は大きな課題となっておりまして、さまざまな取り組みを行っております。例えば、自治会加入促進のチラシをつくって全戸配布を行ったり、それから、自治会加入を呼びかけて、自治会の人、それから未加入の人たちが集まってのイベントを行ったりと、そこで何十人という、それは大きなくりの自治会でしょうけども、何十人っていう新たな自治会への加入が決まったであるとか、そういった取り組みがさまざま取り組まれております。ある自治体では、自治会加入促進の事業を行う団体に補助金を交付をしていると。その補助金によって自治会加入促進に向けたさまざまな自治会独自の活動を行ってるということであります。

この自治会加入促進の取り組みにおいて、大事な点は、それは、自治会活動の内容を町民の方に広くお知らせをすることだと思います。各地域において、自治会が担っている役割、例えば、ごみステーションの管理であったり、防犯灯の管理、防災拠点としての役割など、自分たちの住んでいる地域で、自治会が果たしている役割の重要性を知ってもらう、それは大事な点ではないかなと。自治会に加入をしてない方、または移り住んで来られたすぐの方たちは、例えば自分たちが夜歩いている道についている防犯灯、この電気代はどこから出ているのか、そういうことさえも知らない方が結構いらっしゃるのではないかと。そういったことを担っているのが自治会なんですと。皆さんが住みよい、一番狭い地域、その自治会の中でのいろんなことが行政と同時に自治会が担っているんですよということをしっかりとお知らせをすることも大事な点ではないかなというふうに思っております。そういったことを広く周知をすることも必

要でありますので、例えば町広報に定期的に1ページなり見開きを使って、自治会の果たしている役割や重要性をわかりやすい形で載せて、自治会への加入促進を図っていくとそういったこともぜひやっていたいただければと思います。

また、全国の自治体や自治会の多くの団体で取り組まれているのが、加入促進へ向けてのハンドブックやマニュアルの作成であります。これはどういった内容のものが多いかといえば、地域での困り事は個人で相談するよりも自治会を通すことで、行政に円滑に伝えることができる。それから、普段から住民がお互いに助け合う「共助」を培っておくことで、災害に強い地域づくりに取り組めるなど、さまざまなメリットを載せて、それからどう加入を呼びかければいいのか、そういった具体的な方法などについてもアドバイスを載せているものも多いようあります。こういった物の作成も検討していただければと思います。

こういった取り組み以外にも、転居の際に、移り住んで来られるときに、例えば不動産業者を介する場合がほとんどであるということで、その町々の自治会連合会とそれから不動産の団体、業者の方、それから行政の3者が「自治会への加入促進に関する協定」というものを締結をして、自治会への加入を呼び掛ける仕組みづくり、不動産業者の方にも協力していただいて、呼びかけるということを進めている自治体も結構あるようであります。以上を踏まえまして、広報での周知やハンドブックの作成など、自治会への加入促進の具体的な取り組み方も含めて、お考えをお伺いをしたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。こうした、やっぱり加入促進、広報というところの活用というのは、十分に有効な手段であるというふうには思っております。で、今その自治会の加入、ここはいろんな活動のほうがあるわけなんですけど、これに合わせまして、近く想定されます南海トラフ地震、こういったところでの共助の部分で自主防災組織への加入というのも大変重要な形になってくると思いますので、そういった横のつながりをしっかりと連携するためにも普段からのそうしたつながりをつくること、こういったことの重要性をしっかりと知らせていくという観点からもしっかりとその広報に合わせまして、いろんなチラシの配布ですか、そういったことも考えていきたいというふうに思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。ぜひ、全国でいろいろな取り組みがされております。その地域地域の実情に合わせたものも当然あると思いますし、自治会、自治体の規模にもよりますから、同じことができることとできないこともあると思いますので、本町に合う合わないもあると思いますが、高齢化をする、段々と自治会の人口も減る、自治会の存続が難しいと嘆いているだけではなくて、まだ自治会に加入していただいていない、本当に自治会にとって必要な人材になり得る方たちもたくさんおられると思いますので、そういった方たちに自治会自体の存在意義、どういうことになってるのかということをごぜひ、具体的な形で知っていただけるような努力をさらにお願いをしたいと思います。

この地域コミュニティーの核である自治会の存続に向けては、行政側の考え方を、先ほどから何回か言っていますが、切りかえる、高齢化社会になっているんだと、佐川町は超高齢化社会。それを通常のとおりと同じような取り組みの頭で行っていくと大きな、先ほども言いましたがずれが出てくる。それをしっかりと、私たちも含めて、切りかえていろんなことを考えていくということもこれから非常に大事なことだと思いますので、先進地の取り組みなども研究をしていただきながら、安心して全ての方が住み続けることができるように、ここにおられる我々皆さんも必ず超高齢化になっていきますから、高齢者になるので、私たちが高齢者になったときに、佐川町に住み続けることができるような取り組みをぜひ今から進めていただきたいことを願いをしまして、本日の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、11 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで 15 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 25 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、9 番、坂本玲子君の発言を許します。

9 番（坂本玲子君）

9番議員、坂本玲子でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目、図書館建設に関してでございます。

道の駅やおもちゃ美術館に次いで町民が待望している図書館建設計画も令和6年開館目指して進んでいます。私は図書館整備方針策定委員19名のうちの1人として参加しています。

整備基本構想が令和3年8月に策定され、議会でも承認。基本計画案の骨子が令和3年9月了承され、設計業務のプロポーザルが11月に行われました。その間に行われた町長選で片岡新町長が誕生。12月議会で町長は発明ラボとの複合施設とせず、図書館の一部を交流スペースにすると発言しました。そして3月に開かれた策定委員会に教育委員会から再度出された基本計画案から、令和3年9月に了承された計画と全く違う内容となり、発明ラボの名前が消えていました。3月の策定委員会では新しい計画案に、整備基本構想と違うと異議が出ました。これは策定委員会に対しても、基本構想を承認した議会をも軽視するものです。

町長がかわって、方針が変更することはあるでしょう。私は基本構想に沿った形での変更をすべきだと思います。また計画を変更する場合でも、それを表明する前に策定委員会や議会に相談をしたり了解を求めるべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。策定委員会での経緯を申しますと、1月の策定委員会におきまして、町長から、私から方向の変更の報告をさせていただきました。そのあと、3月の策定委員会におきまして、私の公約に沿う形で発明ラボとの複合施設とはしない基本計画案を提示するにあたり、整備基本構想の内容を変更してお示しをしました。これは、私の公約と策定中であった基本計画の整合をとるためでしたが、策定委員からはもともと基本構想が変更されているとの御意見がありました。そうしたことから、5月の策定委員会では基本構想に沿ったものとし、その経緯と経過を踏まえた方針の再整備をお示ししました。議員がおっしゃられるとおり、もう少し丁寧な説明や相談が必要であったと思っております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

町長がおっしゃられるとおり、5月に出された基本計画案には発

明ラボの名前は復活しましたが、拠点は置かず、その機能を生かした活動を実施するとありました。新図書館建設についての整備方針策定するための委員会を設置し、委員を委嘱し、会を開催しているのに、あたかもそれが存在しないかのような印象を受けました。

佐川町の整備方針策定委員会の設置要綱には整備方針の策定に関し、調査および検討を行うものとなっています。策定委員会の位置づけはどうなっているのかお伺いします。

教育長（濱田陽治君）

御質問にお答えいたします。佐川町新図書館整備方針策定委員会設置要綱では、所掌事務として新図書館の整備方針の策定に関することについて、調査及び検討を行う事と規定しております。新図書館の整備に関することにつきましては、行政のみで検討するのではなく、図書館の関係者や学校保育等の関連機関と、また、利用する町民の方や有識者からいろいろな御意見をいただきたいという趣旨のもと策定委員会を設置しております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

今教育長が言われましたとおり、新図書館の整備に関することについては、行政のみで検討するのではなく、図書館の関係者や学校、保育等の関連機関、また、利用する住民の方や有識者からいろいろな意見をいただきたいという趣旨のもと、策定委員会を設置しているということですが、そういうことであれば、町長と教育長で決めるのではなく、きちんと本来の姿にしていきたいと思えます。

本来、教育委員会は町長部局とは別で独立した機関です。教育長はもちろんそれは御存じですよ。

教育長（濱田陽治君）

はい。承知しております。

9 番（坂本玲子君）

そういうことですので、決定は教育委員会で行うべきものです。子供たちの教育を守るため、無用な政治介入を許さないためのシステムです。しかし、予算執行権は町長にありますので、そこが難しい所ですが、教育長には教育を守るため、ぜひ頑張っていたいだきたいと思えますが、いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えをいたします。教育委員会は独立した行政委員会で、

議会の同意をいただいて選ばれました委員、これレイマンと読みますけど、によるコントロール、これをレイマンコントロールといいまして、素人によるコントロールという意味ですけども、これを旨として、教育に関する住民の意向を的確に反映しようというシステムです。私はこの趣旨に基づき、町の教育の課題、見通し、施策による対応、評価を初め日々の教育行政の取り組みについて教育委員会に謀り、業務を執行しております。

今後とも、町長の理解と支援をいただきながら、役場の関係各課との連携、協同も重視しながら、教育委員と一体となって町の教育課題解決に向けて努めてまいります。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

町長もぜひその辺の原則を大切にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。先ほど教育長のほうから答弁がありました。しっかりと、今後も教育委員、教育委員会と連携をしながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

実は、この策定委員会の進行も少しおかしいなと私は感じています。議長は委員長がするとあるのに、コーディネーターが進行する。説明に長い時間を使い、討議の時間がない。意見が出てもみんなで討議をしない、させない。ただ聞いて、事務局が次回に訂正案を出すだけでは、討議をしたことになりません。委員会で検討をするとあるのに、検討しているのは事務局ではないでしょうか。策定委員会のやり方もぜひ正常にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

短い時間です。検討する関係で、なかなか上手くいかないこともございますが、策定委員会ではこれまで整備基本構想と整備基本計画の策定につきまして、議論を重ねてきました。事務局といたしましても、委員さんの議論を踏まえて素案づくりに努めてきたつもりでしたが、委員の皆さんの意見が相反する場合もございます。または、さらに町あるいは教育委員会としての考え方を御理解いただければならない場面などと、委員の皆さんを全てとかなさう、そ

れから直接にこの構想や計画に反映ができないというところもあったということも事実でございます。

間もなく、この基本構想や基本計画を反映した基本設計が完成するようになっております。今後も住民の皆さんの意見をお聞きしながら、町民の皆様の御意向がどこにあるのか、慎重に検討、勘案をしながら整備を進めてまいりますので、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に事務局が大変、努力、最大限努力をされているということは知っていますし、そういう点については本当に感謝をしております。また、途中で方針が変わり、大変御苦労されたことだと思います。今後、正常な運営が行われるよう頑張ってくださいと思います。

何はともあれ、新文化拠点は佐川の未来のために必要な施設となるべきものです。私は随分年をとってしまいましたから、今のIT技術の進歩になかなかついていけませんし、その理解も十分ではありません。若い新人議員さんに教えてもらって、必死で学習している状況です。その点について町長はIT技術についてはどうでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。私も坂本議員と同じくあまり詳しくありません。今回、めまぐるしく進んでおりますIT技術には全て対応できておりませんが、今後ますます進んでいきますICTや自治体DXなど、今後多くの課題がありますが、私自身も組織としてですね、おくれることのないようにしっかりと勉強させていただきますと感じております。

9 番（坂本玲子君）

本当に私たちも一緒に頑張っていきたいと思いますが、これからの子供たちにはIT、デジタル技術は必須となるはずですが、そのような技術に大いに触れてほしいと思いますし、それで何ができるか実感してほしいとも思っています。また、町民の人たちにもその素晴らしさを理解し、大きな工場でなくても自分の思いをものづくりに生かせる手軽な方法があるということも知って欲しいのです。私の知っている方はもう80歳を過ぎていますが、発明ラボの人の手を借りて、自分の趣味の道具をつくったりしていました。

町長もその I T についてあまり得意ではないということですが、町長には武器があります。それらのことに有能な人を雇うことができます。5月の基本計画案では5ページに「図書館・発明ラボは同じ施設にただ同居するだけの関係とせず、新文化拠点ではハードとソフトの両面において融合を図る。組織においても組織の壁の制約を理由としない一体的な運営を行う」とあります。

しかし、13ページには、発明ラボは組織としての拠点は置かないが、その機能を生かした活動を実施するともあります。では一体それをどう成し遂げるのでしょうか。拠点を置かないのなら、それができる I T について有能な方、同時に図書館との融合ができる方、発明ラボとも融合できるコーディネーターのような人の人員配置が必要だと思いますが、それについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。整備基本構想及び基本計画では、新文化拠点は図書館機能と学び合いを通じた交流機能をあわせ持つ施設となっております。こうした機能を適切に運営するためには、図書館機能では司書、交流機能では I C T 活用技術と地域や学校と連携するための企画力や調整能力をもったコーディネーター的人材が必要だと考えております。

今後におきましてはしっかりと教育委員会とも協議を進めながら、人員配置につきまして考えていくこととしております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

そういった人材も配置していただけるということですかね。

町長（片岡雄司君）

はい。もちろん必要になってくると思いますので、配置は考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

また、委員の一人から本の購入についての意見が出ておりました。オーテピアの専門企画委員の方ですが、図書館の命は図書の本である。蔵書数が何冊あるかではなく、常に新しい本を導入することが必要だとの意見でした。

本来、彼が言いますには「本来なら1千万くらいが望ましいが、佐川町規模だと年間最低でも400万円くらいは必要ではないか」と

いう意見でした。町長、新図書館をつくるにあたって、継続的に魅力ある図書館にしていくには、新しい図書購入の予算をきちっとくむ必要がありますが、いくらぐらい予算をつぎ込むつもりか、お答えいただきたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。図書館の資料につきましては、どのような分類、種類の資料をいつまでにどれぐらい収集、または更新していくかという計画を今年度中に作成する予定にしております。今、この場でいくら予算をつけるということはちょっと回答は避けさせていただきますが、開館前には予算が増えて、あとが尻すぼみにならないようにこれにつきましてもしっかりと教育委員会のほうと協議をさせていただいて、計画的に予算を確保するように努めてまいりたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

いま大体 170 万ぐらいだと聞いておりますが、それよりは多く出して継続的に施設が充実するように頑張っていただけというお答えですね。

町長（片岡雄司君）

ぜひ、頑張らせていただきます。よろしく申し上げます。

9 番（坂本玲子君）

もう 1 点、新しい施設をつくるのに最も大事なものは人だと思います。県の図書館振興計画では「高知県の図書館が目指す日本一の項目に、高知県の財政状況等を考えると、すぐ「日本一」を目指すのは不可能である。しかし、人的資源に限って言えば、質の高い司書等の確保は困難ではない。県、市町村、大学、学校、NPO等とともに、日本一学習する図書館職員・スタッフとなることを目指す。」と書かれていました。佐川町でもこれを目指すべきではないでしょうか。

司書というのは専門職です。図書館の運営全般に関わります。どのような蔵書があるかを把握し、来館者がスムーズに利用できるようにする必要があります。必要な本のアドバイスも重要な仕事です。イベントや企画も担当します。また、町にはどのような本が必要かを考え、選定し発注しなければなりません。ただそこにおいて、利用者が持ってきた本の貸し出しをすればいいというだけの仕事ではありません。教育委員会はこの 4 月より職員定数を 2 名増やしています。私はこの 2 名は新文化拠点の充実のために増やしたのかなと思

っています。1人はコーディネーター、もう1人は司書。

今の図書館の館長は司書ですが、正職の司書です。単数ではこの施設を文化の拠点とするのは難しいと思います。きちんとすばらしい正規職員を複数配置すべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。坂本議員がおっしゃるとおり、図書館を運営していくには、質の高い司書を確保することが大変重要だと認識をしております。教育委員会の定数増につきましては、新しくできる新文化拠点に一人、他の社会教育施設に一人の想定で増員をさせていただきます。

町民の皆様に検討いただきつくりあげる新文化拠点でありますから、より有効に運営ができるように、再任用職員、会計年度任用職員も含めて、司書の複数配置について前向きに検討し、皆様に満足いただける多くの方々に来館をいただける図書館になるよう取り組みを進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

9番（坂本玲子君）

御存じだと思いますが、今の図書館には正職の司書さんが一人、もう一人はフルタイムの会計年度職員として司書が複数配置されています。でも、今いる正職の方もあと4年程度で退職の時期となるとお聞きしております。いい司書を雇うには非常に難しいことだと思いますが、あと4年で定年退職となると時間がありません。準備段階から携わることで、佐川の図書館にふさわしい司書に育っていきます。早急に、正規の司書職員を雇っていただきたいと思いますが、お答えいただきたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。先ほども答弁させていただきましたが、質の高い司書を確保に向けてですね、可能な限り早急に、教育委員会とも協議をしながら取り組みを進めていきたいと考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

もう1点、設計に関して心配していることがあります。基本設計が6月ごろにはできる予定ですが、5月の会では中庭の桜の木に関して設計の方は残したいような感じがありました。議員全員協議会でも中庭の桜の木に関しては反対の声が上がっていました。桜の木

には毛虫がつくこと、落ち葉のとき、葉っぱの処理が大変なことなどの声が挙がりました。それに合わせて私は根っこが悪さをすることを心配しております。私の家でもたった3メートル弱の木ですが、浄化槽に根が入り込み被害を受けました。私の勤めていた保育所では植えていない梅檀の木が自然に生え、成長し、10メートル以上の大木となり、フェンスを壊し、水道管を漏水させました。

そんな経験がありましたから、斗賀野で集活をつくるときに、ドングリの木を残したいという声に反対しました。その時、担当であったと思うんですが、片岡町長は将来のために木を残さない選択をしたように覚えています。私も自然は好きですし、桜の木やドングリの木は大好きです。今でもドングリの実を拾って楽しむ、楽しんでいきます。桜の木をシンボルにした図書館を想像するだけでも楽しくなります。しかし、多くの大工さんや建設関係者が今までの経験をもとに、「家の近くには大きな木を植えてはいけません。根が悪さをします。」と言います。木の高さの3倍の長さに根ははびこります。ましてや、今回は建物の中心、中庭に桜をそのまま残すというのです。中庭に残すと建物の下をはい、浄化槽に被害を与えたり、水道管にも被害を与える可能性があります。また、そういう建物が建った後ではそういう設備、被害を受けた場合でも修繕が非常に難しくなります。基本設計のときに、町長の英断、中庭に桜の木を残さないという決断をしてほしいと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。集落活動センターの件につきましては、ちょっと言ったか言っていないかはちょっと定かではありませんが、先ほど坂本議員がおっしゃるとおり、新文化拠点におけます中庭の桜につきましては、整備場所にもともとある桜を切断せずに生かすことで佐川町らしい施設の象徴としまして、また、植物を大切にしていって教養として、施設内の憩いの場として、という計画をしているものです。一方で議員のおっしゃるとおり、策定委員会でも管理面につきましては、そもそも枯れるのではないかとといった心配の声もあり、結論が出ていないのが現状でございます。

現在、設計業者の中に外構、植栽の専門家もおられることから、落ち葉や害虫駆除など管理につきまして、枯れるかどうか、また、万一枯れたとしまして、そのあとどのような対応をとるか含め、それを含めまして検討をお願いをしているところでございます。また、

根っこの件につきましても相談をし、検討していきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思ひます。

9 番（坂本玲子君）

12月ごろですね、その毛虫の話が出ましたときに、設計チームの方は専門家を雇ったと。専門家に調べてもらっても、毛虫に関して、毛虫はいないんだという結論を報告されておりました。そもそも冬に調査をして、毛虫がいけない結論を出せるはずがありません。春になって毛虫が発生し、それが蛾になります。それを知らない人が専門家と言えるのか。そんな人が根っこに関して出した結論が正しいのか大いに疑問が残ります。

また、以前プールの天井の修繕をしましたとき、天井がカビだらけになりました。その責任はどこにあるかと聞いたときに、どこにも責任はないとの返答でした。私は啞然としましたが、つくったあとで誰かを責めてもどうしようもないと思ひ、口をつぐみました。

図書館は今から建設されるものです。将来までも安心、安全で、できるだけ補修の少ない建物にしたいと思ひます。町長、再度答弁をお願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。桜の件につきましては、今後しっかりとやはり専門の意見もいただきながら、委員の皆さんとも協議をさせていただきますながら、検討させていただきたいと思っております。冬場でしたので、毛虫のことはいなかったという状況ではありますが、今からですね、設計業者のほうにも現地に行ってもらって確認するなど、そういったことも含めて指示をしていきたいと考えております。

あと、今後できてからのことにつきましても、根っこの問題とか、まあ、残した場合にですね、根っこの問題とかそういった問題もよく注意しながら検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひをいたします。

9 番（坂本玲子君）

町民の方々は新図書館に大きな期待をしています。それをその期待を裏切らないようにして、ぜひ素敵な図書館を建てていただきたいと思ひます。また、新図書館に関してはコーディネーターの配置や司書の配置、書籍の予算の確保など、前向きのお答えをいただきました。桜の木に関しても、将来までも補償できる、そういう検討

を十分していただきたいと思います。これで1問目を終了します。

続いて、2問目に移りたいと思います。生徒指導提要、校則についてお伺いします。

教師用の生徒指導に関するガイドブックにあたる生徒指導提要が今年度大幅に改善される見込みであることが報道されました。生徒指導提要の試案が平成22年3月に公開され、今年の夏には改定される見込みです。校則に関する項目も記載されていますから、近年のブラック校則見直しの動きがあり、大いに注目したいと思っています。この生徒指導提要、改定に関して、その内容、大幅に変化した点、特に校則に関してどのようになっているのかお伺いします。

教育長（瀨田陽治君）

はい。お答えをいたします。生徒指導提要は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高めるよう指導援助するものとしての生徒指導につきまして、教職員の共通理解を図り、組織的体系的な取り組みを進めるためにつくる、のための学校教職員向けの基本書として平成22年に文部科学省において取りまとめられたものです。その後10年あまり経過しまして、現在改訂作業が進みまして、この8月公開を目指して作業が進んでいるというふうに議員御指摘のとおりです。

何のためにどう変わるのかということにつきましては、まだ公式にはしかるべき説明を受けておりません。ただ、現在の改定案を見る限りにおいては、10年間の社会情勢の変化、それから子供たちをめぐる環境の変化、発達に関する知見の進展などを反映しまして、児童の権利に関する条約、それとか、ICTの活用、虐待、自殺、性の多様性、ヤングケアラーなど内容が広がり、踏み込んだ記述が多くなっているというふうに見受けられます。

また、校則につきましては、現行の提要において、学校が教育目的達成のために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、制定する権限は校長にあることと。内容については校時、生徒会活動など社会通念上合理的と見られる範囲内で学校や児童生徒の実情、地域の状況、校風などその特色を生かして定めるものとするなど。また、校則は絶えず積極的に見直すことなど、今回の改訂の現時点での案では大筋は変更は見られておりません。ただ、なお、細部、細部といいますか、ホームページ上での公開や、制定についての背景を示すことが

適当であると考えられるとか、見直しのプロセスを明示することが望ましいと。それから見直しに児童生徒が関与することの教育的など踏み込んだ記述がみられております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

私もそれを読ませていただきましたが、まず大きなのは子供の権利に関する条約の理解。その上でSDGsも含めて、そういうことを大切にしながら生徒指導にあたるっていうふうに理解をしております。

実は事前に、今佐川町の小中学校が校則はどうなっているか、どのように校則を変更しているか、教育委員会に聞いていただきました。小中学校では生徒から変えたいと要望が出されたら、職員会で可否を決定し、結果を知らせるというふうになっていましたが、この理解でよろしいでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい、大筋そういうものですが、見直しにつきましてはですね、社会環境や児童生徒の状況が変化しますために、その内容が児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会通念、時代の進展などを踏まえて見直していくものです。

で、そういうこともあってですね、学校でも慎重に見直しの作業をしておると思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私が疑問を持ったところですが、生徒が変えたいという要望が出されたら、職員会で可否を決定し、結果を知らせるという部分であります。これはどういうことなのか。校則は最終的に校長が決めることであっても、この決定の仕方では子供たちの声をただ聞いただけではないでしょうか。例えば変更を否定する場合でも職員会でどのような意見があったが、あなたたちはどう思うのかというふうな、議論が必要ではないでしょうか。子供の権利条約では意見を言う権利が示されていますし、双方が納得してこそ子供が守ろうとする校則になるはずで。そういう論議についてはどのようにお考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

議員御指摘のとおりだと思います。そのようなプロセスを経ると私は思います。

9 番（坂本玲子君）

私もまさかと、このあれを、報告を見てまさかと思いましたので、佐川中学校に聞き取りに行きました。校長先生のお話では相互理解を深めるため、意見のキャッチボールをし、よく話し合い、子供の多くが納得できるようにしていくということで安心をしました。

今回、校則や決まりを読ませていただいて気づいた点を言いますと、少し意味のわからない決まりがありました。中学校ではなぜ下着や靴下の色を決めなくてはいけないのか。ハイネックはなぜいけないのか。通学靴は色、素材は自由なのに、通学靴以外の運動靴は、この場合は先生の指示に従わなければいけないとか。女子はカーデガンが可能なのに、男子はだめなのか。男子は頭髪に長髪はだめだとは書いていませんが、ゴムやピンはだめだと書かれています。それはなぜでしょう。携帯電話の取り扱いはどうなのか。

で、小学校では1人で遊ばないとの文言がありました。1人でしか遊べない子はどうすればいいのでしょうか。そんなこういろいろ今の校則とか決まりについて、疑問がありました。校則の内容は児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか。絶えず積極的に見直さなければならぬなっていますが、その校則の見直しについてはどのように考えていますか。

教育長（瀨田陽治君）

先ほど議員御指摘の点ですけれども、まさにこれ児童生徒の実情、保護者の考え、地域の状況、社会通念とこう変わっていくものでございます。それから学校が子供のこと一生懸命考えるんですけれども、心配しすぎてですね、例えば一人で遊びよってなんぞあったらどうするというようなことを考えてそんなことまで書いておるといふみたいなのところもあるわけです。そういう点も含めて子供たちの発達段階には則していくんですけれども、子供たちは主体的に生きていく、これからの国民、町民になっていかななくては行けませんので、主体的に生きていくという上でもそういった力を身につけるといふことから子供たちにもしっかり考えさせて、その校則というのは今どうなのか、自分たちにとって必要なのか、そしてどういうふうに変えていったら自分たちにとっていいのか。これ本当の意味でのいいのかっていうことなんですけど。ということをやっていくという作業は非常に教育的な意義もあると考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

本当にそうだと思います。8月ぐらいには改定が行われますが、それが行われたときに校則について見直しや点検を指示する必要があるかと思うのですが、それについてはどの様にお考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

通常、そういう、この提要のようにですね、基本的な考え方になるものが新たに、新たにといいますか、この改定があった場合にはですね、その方向についての説明等もありますので、それも合わせて学校のほうに伝えていきます。なお、最終の権限は校長にありますけれども、その考え方については私のほうから伝えていくということになります。以上です。

9番（坂本玲子君）

ありがとうございます。そこで、生徒指導提要の改訂に伴い、教育委員会の取り組みとしてできること、結局変えるということは学校で行いますが、その前に教育委員会がどうやったらいいのかなというふうな点について意見を述べたいと思います。

例えば校則の内容、見直し状況について実態を調査する。学校等の実態に則した運用や指導ができているか等の観点から、必要に応じて校則を見直すよう依頼をする。校則のホームページ掲載、校則に関して生徒が考える機会を設けられるよう改訂手続を明文化するなど、児童生徒、保護者に周知するよう依頼。などが必要と思いますが、教育委員会でそういうことをやる意思はあるのでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

先ほども申し上げましたとおり、この改訂の趣旨を伝えてですね、それに必要な作業があればそれをするようにという指導・助言をするということになります。ただ、中学校レベルで2校、町内で5校ですので、町内の実態は常に校長会等で聞き合わせてます。まあ、例えば県あたりもこういうことについての調査をやるとそれと比べてどうなのかというようなことも校長会で検討するということになると思います。以上です。

9番（坂本玲子君）

改訂に伴い、じゃあ学校は何を検討するのかということをお考えますと、各学級での校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを子供たちの意見をしっかり聞き、論議をする。生徒会やPTA会議、地域の方々に現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見

を聞く。児童生徒や保護者との共通理解を図るため、校則等をホームページに掲載する。校則についての必要性について詳しく説明する等が必要だと思いますが、もちろんその学校のやることですので、教育委員会がということではないですが、その必要性についてはどのように思いますか。

教育長（濱田陽治君）

それ、御指摘のとおりだと思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

校則の内容や見直しについて、教育委員会がどう取り組んだのか、学校はどうかについて、今後、議会でも確認、チェックをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

さて、3月議会でジェンダーレス制服導入を提案したとき、「性的マイノリティーで配慮の必要な子供はいるのか」の問いに「ここ10年間はいない。9年間の義務教育の中でたくさんのかかわりがあり、気づかないはずがない。見落とすことはない」と教育長は言われましたが、今でもその答えに変わりはありませんか。

教育長（濱田陽治君）

はい。3月議会でお答えをした上にもさらに学校や教育相談の担当に問い合わせましたが、過去10年間は把握をしておらんということです。なおですね、さらにこれ非常にデリケートな問題でして、違和感の度合いにもよります。で、差し障りになるとか障害ということになると思います。そうすると具体的な対応を合理的な範囲でしなくてはならなくなるということもありますので、その3月議会での御質問の趣旨も合わせてですね、年度当初の各PTA総会などの意見交換の場面で、課題を提起いたしました。実際にひょっとそういうことで困っている方がいませんかということも申し上げてですね、そういった場合にはカウンセラーもおりますし、養護教諭もおります、学級担任もおりますので、相談しやすいところに相談をしていただけませんかということも申し上げております。

それから、ジェンダーレスの制服についても御指摘がありましたので、どうですかねという投げかけをしてありますけど、その後、格別な反応はございません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

実は3月の質問、私の質問に対して教育長の返答を聞いた複数の学校関係者から電話がかかってきました。あの返答はおかしいと。

現に今も配慮の必要な子供はいるという内容でございました。そういうその声を出せない、出した子もいるかもしれないけれども、出せない子もいると。制服に違和感のある子供さんが、もしかして性的マイノリティーで配慮が必要な可能性がある、そういう可能性はあるというふうには感じられますか。

教育長（濱田陽治君）

先ほども申し上げましたけども、違和感とさらに差し障りというレベルもあります。当然そういう子供さんがいるんじゃないかなということは考えています。ただ、報告はございません。それと、服装、制服についての違和感ということについてはですね、現在も実際あるわけで、キュロット型の、スカートをはくのを嫌ですという女の子さんもおいでたりするということはあります。それと、制服自体に違和感があるというのでジャージで登校したいですという方もおいでましてそういう場合には柔軟に今対応しておると。それと御自身の性的同一性についてのものがそこへ行っているのかどうかについてはなかなかデリケートなことなので、そうですかとなかなか聞けないというところですよ。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に今の時点で絶対そうであるという断定はなかなか難しいかと思えます。けれども、その可能性はあるとの見解だと理解をしましたので、じゃあ、全ての子供たちを守るためには何をすべきかと。性的マイノリティーであろうがなかろうが、現実的にその子にとって必要だと感じたから、その子の制服には配慮をしたことだと思います。

学ランは嫌だ、セーラー服は嫌だとかわがままで言っても、誰にでも、そういう配慮をするのではなく、本当に必要だと感じたからこそ、配慮をしたことだと思います。中学校の校長先生にもこのことをお伺いしましたが、制服への違和感がある子供さんがいたときに性的マイノリティーで配慮が必要な子どもである可能性はありと心配をしたかどうかと言うたら、「心配はしました」というお答えでした。統計をみて、いる可能性を感じて、きちんと対策を取ることが必要です。また、性的少数者のためだけの問題ではなく、制服が選択できることは必要ではないでしょうか。

高知新聞には「男女制服自由に選択を」の記事が出ていました。県内の中学生たちが性的マイノリティーを含め、みんなが過ごしや

すい学校にすることが大事と制服を考える意義を話しあったそうです。県内でも既に県立高の22校が導入。高知市でも全学校での検討を指示をしています。校則について話したときにも言いましたが、先生も児童生徒も保護者もともに考え、他の人の気持ちを理解し、意見の違いも乗り越えることに大きな教育的意義があります。

性別で制服を決められることが、深刻な精神的負担になっている子供がいます。また、肌を人に見られたくない、寒い日や風の強い日はスラックスがいいという子供たちもいます。学校では一人一人に寄り添った配慮と対応をしてくれていますが、学校の許可や理由を必要とせず、気軽に制服を選べることで救われる子供たちがいます。子供たちの最善の利益にという、なることは何なのか、子供の意見はどうなのか、今回の指導提要の改訂はそういうことを大切にすることを目指しています。制服に関しても、校則に関しても、検討することが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えをいたします。学校の制服もですね、必要性の有無を含めて時代の流れとともにあると思っております。県内ではブレザー型の制服を採用している学校を中心に女子がスラックス等の着用を選択することができるようにしているという学校が増えております。これ、ブレザー型ですので、下にズボンをはいても別に不都合がないわけですね。で、今後組み合わせにより複数の選択が可能になるよう上着を男女ともブレザーにしてズボン、スラックススカートなどを選択するようなジェンダーレス制服も普及してくるのではないかなと考えております。

なおですね、ただ、本町の場合には男子は詰め襟、女子はセーラー服というものがありますので、ちょっと状況は違うんですけど。

なお、学校の制服につきましてはですね、寒暑に対応する機能としての服装であるという機能的な意味。それと集団への帰属意識を高めると。に、経済格差が出ないような配慮。愛校心の醸成、自校と他校との見分け、スクールアイデンティティといいますが、こういった目的があります。これらを考え合わせて校長が教育的見地から規定しますけれども、同時に着用する現在と将来の子供さんにとってどうなのか。費用を負担する保護者の皆さんはどうなのか。それと地域の皆さんがごらんになってどうなのかと。こういったことを慎重に勘案する必要があります。このため、制服を全面的に変

更する場合は必要なやはり取り組みがあるというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私もですね、その学校の領分を犯して絶対制服を変えろと言っているのではありません。そういうことをきちっと検討し、見直すことも必要ではないかという提案をしております。

また、校則の見直しの過程には生徒、児童生徒自身が関与するということが、先ほど教育長もおっしゃいましたが、これが非常に大事だと思っております。校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成に、過程に児童生徒が関与することによって、そういう意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

この改訂はチャンスです。子供たちには決められたことは守らなければいけない。子供たちはそう感じていますが、「なぜなの」の疑問を出せる状況をつくり出さなければ、子供たちの声は、声を出さないのではないのでしょうか。声を出してもいいんだよ、声を出すことが必要なんだよと知らせることは、将来、自分たちの未来をつかっていく上で大事なことです。先生の言うことは絶対で、意見を言うことがはばかりされる学校教育になれば、教育的にも考えて非常にマイナスとなります。子供の成長、発達を阻む者となってしまいます。これは国が今回出す改訂の神髄に反することとなります。また、若い人の投票率が低い状況にあります。こういうその学校教育で主権者意識を育て、投票率アップにもつながるのではないかというふうに思います。この改訂を通じて校則を子供たちが主体的に考える機会をつくっていただきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。先ほども申し上げましたように、この主体的に生きるというのは非常に重要なことですので、そこはものすごく重視することだと考えております。なお、子供たちもですね、小学校の高学年ぐらいからになってきますと、自分たちが自分たちとしてどうあるべきなのかということを考えられる年代になってきます。この校則にのみではなくてですね、小学生として、中学生として、将来大人にな

って社会を支えていく自分たちはどうあるべきなのかということから議論をしていくと。その中で校則というものの一定の議論の対象になっていくと、こう考えております。

生徒会の担当等にも話をすることがありますけども、そういった意味で子供たちが主体的に物事を考えれるようにリードしてねってというのは常々申し上げておるところでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。生徒指導提要改訂を機にこれをチャンスと捉え、佐川町内の全ての学校で子供の最善の利益は何かを考え、校則等の点検をする、また、子供の権利に関する条約をみんなでしっかり学び、子供の主権者意識を育て、子供たちが喜んで通える学校をつくってほしいと思います。これで2問目を終わります。

3問目、ぐるぐるバスに関してお伺いします。ぐるぐるバスが走り始めて今年9月で5年となります。5年たつということはもうそろそろその方式を含めてきちんと検証していくことが必要かなと思っております。まずそのぐるぐるバスの利用実態をお聞きします。また、利用実態はどうか、利用している年齢層はどうかもお伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。令和3年度の利用実績につきましては、中心部ぐるぐる線がコロナ禍前の令和元年の実績を上回るなど、全体といたしましてもコロナ禍前の利用水準に戻りつつある状況でございます。また、ぐるぐるバスを利用されている年齢層につきましては免許を返納された方も含めまして、60代以上の方が圧倒的に多く、性別としましても女性の方が多い状況となっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ではですね、そのぐるぐるバスに係る経費はどれぐらいになっているのかお答え願います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。ぐるぐるバスの経費につきましては、令和2年10月から令和3年9月までの令和3年度の実績といたしまして、タクシー会社3社への委託料など合計2,231万7,700円というふうになっております。期間中の利用者につきましては、8,747人ということで、一人当たり割り戻ししますと約2,550円の経費がかかっているということになっております。また、佐川町の負担についま

しては、支出の合計金額から国庫補助金でありますとか、運賃収入、こういったものを引きまして、なお、その残額に8割の特別交付税措置というのがありますので、令和3年度で言いますと、160万強の佐川町の負担金額というふうになっております。以上です。

9番（坂本玲子君）

大体、佐川町だけの負担はそれで計算しますと180円とかそれぐらいになるかと思いますが、一人頭の経費が約2,550円、補助金も全部含めると2,550円ぐらいということでしたが、町の負担だけを考えると、それほど多い金額ではありませんが、国、県の補助金も税金で賄われていますので、1人を運ぶのに2千円以上も必要ということは、もっといい活用方法はないかなと考えてしまいます。そのそういう費用について費用対効果としてはどのようにお考えでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。この金額が高いかどうかとなると、なかなか比較のほうに難しいところがございますが、やはり地域公共交通というところで行政がかかわるとなると、やはり民間の中でなかなか採算が合わない地域というふうに考えますので、そうした中でやっぱり利用者を増やしていくというのがこういったことの有効な策ではありますので、そういったところも含めまして今後さらに利用が増えるような取り組みのほうを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

ぐるぐるバスに関して町民の満足度はどうなっていますか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。現在、ぐるぐるバスにつきましては、各路線におきまして、買い物でありますとか、通院など一定の利用実績があることから、現在のコミュニティーバス方式が移動手段を持たない地域の方の重要な生活の一部となっているというふうに考えております。

満足度に関しましてですが、各路線におきましても先ほど申しましたようにそういった一定の利用実績があることから町民にとっては欠かせない公共交通機関の一つというふうになっているというふうに思っております。また、毎年10月には地域の方や交通事業者、こうした方の声でありますとか、利便性などをもとにダイヤ編成の

ほうを行っております。その中で毎年要望などを抽出いたしまして、ダイヤ編成などを反映しているところなのですが、町民の皆様からは乗りやすくなったでありますとか、そういった声のほうもいただいております。

実際には担当者のほうがバスのほうにも乗っております、聞き取り調査も行っているところですが、バスがなくなったらやっぱり困るでありますとか、ダイヤ編成をしたことで買い物がしやすくなったとか、そういった声なども耳にしております。

また、ぐるぐるバスの車内におきましても、住民同士が楽しそうに会話をしている場面なんかも見られることや、一人暮らしの高齢者の利用者も多いことなどから、地域の見守りでありますとか、住民同士のつながりが持てる場になっているというふうに感じております。

このような状況から見ましても、町民の満足度につきましては高いのではないかとこのように思われます。今後におきましても、町民の声を大切に、町民の皆様が使いやすいコミュニティーバスとして運行を継続していきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私も一定、ぐるぐるバスが果たしている役割は大きいかなと思っておりますが、先ほどのことを聞いていますと、乗っている方はほぼ満足している。で、それを利用できない方がどう思っているかというのが大事ではないかと思えます。先ほど、松浦議員も今のままでは十分ではないというふうなお話がありましたが、私もそういうふうに感じております。大体、平均1便2人ぐらいしか乗っていない状況で、十分町民が満足しているという理解にはちょっと苦しんでおりますが。

私はデマンド型のバスがいいと言いつけてきました。今でもそれがいいと思っています。補助金をもらいながら、公共交通として路線バスの形式からデマンド形式に変更することが可能なのかどうかまずお聞きします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。満足度というところでいきますと、まず、地域のほうでの聞き取りも毎年全地域ではないんですが、行っております。そうした中ではですね、利用したいという方の中から

一定要望に沿えるような形で検討も進めているところでございます。

確かにですね、おっしゃいますように全地域を完全にすみずみまでちょっと確認ができてませんので、今年度の地域公共交通計画の中ではより多くの方の意見を拾えるような形で調査のほうも進めていきたいというふうに考えております。

それと、デマンドバスの運行というところなんですが、佐川町は現在、集落と集落の距離が比較的近いと。こういったことからコミュニティバスの運行という形でぐるぐるバス方式のほうを採用してやってきているところでございます。

先ほども申しましたように、地域公共交通計画の策定の見直しというものが今回ございますので、そうしたところですね、先ほども申しました地域の実情が常に変化をしてくれておりますので、そういったところも考慮しながら、デマンドバスとの運行、こちらのほうも比較しながら計画のほう検討していきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。佐川町では本当に、交通手段を確保するためにぐるぐるバスを導入していただきまして、喜んでくださっている方もたくさんおいでだと思います。最近、高齢の方から「そろそろ免許返納しようかな」とか、「車はなるべく運転しないようにしている」との声も聞きます。また、地域の方からは「バスが近くを通らないから乗れない」との声も聞きます。そういう高齢者が増えているのですから、ぐるぐるバスの使命はますます大きくなっています。ぐるぐるバスが公共交通として十分機能をしているか、町民の望みに答えられているかなど、運行方式も含めてきちんと調査検証していただきたいと思いますが、それは地域公共交通計画の会議の中で検討をするということの理解でよろしいでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。ぐるぐるバスにつきましては当然のことながらこの計画の中で進めてまいります。それとその町全体の交通といえますか、住民の皆様の方という観点でいきますと、福祉的なサービス、こういったものも含めまして全体の中でよりよい方法を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ぜひ、町民の意向を調査して、より町民の望みに寄り添った公共

交通にしていだきたいと思います。また、そうすることによって路線から遠い方たちにタクシーチケットを配布するという事は行わなくてもよくなりますし、タクシーチケット配布事業が町単独事業となりますと、町の財政負担は大きくなります。より町にとって負担が少なく、町民が満足できる方法をぜひ今後検討していただきたいと思います。

令和2年の3月、別の話をします。令和2年3月議会でバスの活用について提案をしました。ぐるぐるバスの運行は月曜日から金曜日までです。土日にそのバスを活用することは可能かと聞いたところ、可能であるとのお答えでした。それであれば、選挙当日バスを走らせることができれば、選挙に行けない人たちは減少します。その送迎ができれば本当に選挙権のある方の多くが選挙に行けることだと思いますが、そういうそのチーム佐川、じゃない、選管とのコラボ、各課とのコラボができれば素晴らしいと思いますが、それについては検討してみるとの返答でしたが、その後どのように検討されたのか伺います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。その質問をいただいた後に、これがですね、アドバイザー業務というものをやっております、その中で検討しております。まず、ぐるぐるバスにつきましては、土日など運行時間外、この時間帯につきましては運賃を徴収しなければバスのほうを活用することが可能というふうになります。で、先ほど御質問いただきましたように、ぐるぐるバスを投票所への送迎に活用ということで、前回の御質問いただいた後にですね、公共交通再編に係りますそのアドバイザー事業というものを委託業者のほうにしております、そちらの業者のほうとも検討を行ったところでございます。

現在、町内には17カ所の投票所のほうがありまして、車のほうがですね、予備車を含みますと4台あります。このぐるぐるバス4台で運行するには便数、何便走らすかとか、時間帯どうするのか、そういったことにもよりますが、かなりタイトなスケジュールになるのではないかとということが想定されまして、令和2年度の確認の中では運行には至らなかったというようなことになっております。

運行の対象地区を限定するなど、対応可能な方法もまたあるかというふうにも思いますので、そのほかの有効な活用方法も含めまして、今後におきましてもさまざまな活用方法、こちらのほうも検討

していきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。今年はまだすぐ参議院選挙が予定をされておりますので、お忙しいと思いますが、まず早急に検討して、選挙難民が出ないようにしていただきたいと思っております。

公共交通の充実が町民の切実な願いです。しかし、利用者が少なく、以前と同様に空気を運ぶバスに近づいております。けど、今から増えるように頑張ってくれるとのことですが、その増やすためにはもっと利用しやすいバスを目指して、この5年間の検証をしっかりして、もっと使いやすい公共交通にしてほしいと願っています。以上で3問目を終わります。

最後の質問というか、お願いになりますが、保育園児・小学生のマスク着用についてお伺いします。

高知県内でもコロナの発生状況は少しは少なくなったりしておりますが、まだまだ多い人数であります。佐川町内でも保育所や学校でクラスターが発生したことが何度かあると聞いています。5月20日厚労省は「マスク着用の考え方及び就学前児の取り扱いについて」を公表しました。それを受け、文科省でも5月24日「学校生活における児童生徒等のマスク着用について」という事務連絡を公表しました。

マスク着用はこれから夏場にかけて熱中症の危険が増しますし、発育上問題があると言われております。友達とのコミュニケーションにも影響します。3年も続いている不自由な生活を徐々に解消していく必要があります。厚労省の発表した取り扱い、「保育所では他者との身体的距離にかかわらずマスク着用を一律には求めない」、学校では今回、「登下校時はマスクの必要なし」「体育の授業時は屋内外にかかわらずマスク着用必要なし」「休憩時間、休息時間、屋外での活動にマスク必要なし」などが示されております。学校や保育所での現状をお聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、私からは保育所の現場におけますマスク着用の現状ということでお答えをさせていただきます。先ほども坂本議員おっしゃいましたとおりに、先ごろですね、5月20日ということで、厚生労働省のほうから事務連絡がっております。その内容につきましては各保育所のほうに

暫時事務連絡をお渡しをしております。

少し、ちょっと保育士にかかわることの中身について御説明をさせていただきますと、その厚生労働省の事務連絡によりますと、特に、子供さん、園児のマスク着用については、2歳未満児の子供さんについては、引き続きマスク着用は推奨しないと。それから、2歳以上の子供さんにつきましては、オミクロン株への対応といたしまして、以前、2月、令和4年の2月、それ以前からですね、失礼しました、2月からですね、2月から保育所等において可能な範囲で一時的にマスク着用を進めてきておりましたけれど、個々の発達の状況や体調等を踏まえるということが必要であることから、この対応を令和4年2月以前に戻し、他者との距離にかかわらずマスク着用を一律には求めないということ、そして、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により可能な範囲でマスクを着用するというを求めることは考えられますが、その場合においてもマスク着用を無理強いすることないということ。こういったことが示されております。

保育園の現状といたしましては、毎月1回、健康福祉課と保育園の園長さんが定例的な会をしております。その中でも随時、情報交換をさせていただいております。で、一番直近では、この通知が出た後、先週の6月2日に園長会ございまして、当然この話も議題にのせました。で、そのところで私が確認を各園にしたところですね、ずっと、園児さんにつきましては、基本的にはマスクの着用を求めていると。ただし、保護者の方がこの子供さんについてはマスクをさせていただきたいということであればマスクを着用しているというようなこと。ただ、職員に、保育士につきましては、やはり子供さんに感染をさせてはいけないということで、基本的にはマスクを着用しているというような状況です。

で、この後、熱中症対策というところもありますし、さらにこういった事務連絡の通知がありましたので、引き続き子供さんについてはマスクの着用を勧めていかないというような現場の対応を確認をしていると。ただ、場面場面でですね、それぞれケースによっては、例えば地域の集活センターへ行ってですね、高齢者の方と今後いろいろ交流をしたりという場面がありますので、そういったときには事前にこういう行事がありますよというふうな、御家庭に御連絡をしてマスクを持ってきてくださいというようなことで、その場

面だけマスクをするであるとか、そういった場面場面に応じた対応をしているというふうなことは聞いております。以上です。

教育長（濱田陽治君）

はい。学校での状況についてお答えをいたします。重複するところがあるかもしれませんが御容赦ください。

5月20日付で厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取り扱いについて」が公表されまして、5月20日にそれをも踏まえて政府における対処方針が変更されました。これらを受けまして、5月24日に文部科学省から夏季を迎えるにあたり、学校生活における児童生徒等のマスク着用について改めて留意していただきたいということで、この学校生活における児童生徒のマスクの着用についてという通知が出ております。

そこには基本的な考え方として引き続き3つの密の回避、マスク着用、手洗い等手指の衛生、換気等を徹底することを基本的考え方とした上で、学校生活においてマスク着用が不要な場面とそれに際した留意事項として、運動場、プール、体育館等を含め体育の授業の際にはマスクの着用は必要ない。その際児童生徒の間隔を十分確保する。屋内で実施する場合には呼気が激しくなるような運動は避ける。小まめに換気する等に留意すると。運動活動については体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする活動の実施については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえて対応することが重要であると。運動活動では、特に部活動の実施中以外の練習場所や、部室、更衣室、ロッカールーム等の公共エリアの使用時、集団での飲食や移動時、寮や寄宿舎における集団生活においてはマスク着用を含めた感染対策を徹底することが必要であると。

熱中症リスクの高い夏場においては、登下校時には人との距離を十分確保し、会話を控えるなど対策をとった上でマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先させる。ただし、公共交通機関を使用する場合はマスクを着用させると。こういう通知がありまして、これを各校に伝達をしております。

各校ではこの通知以前から基本的に学校生活でのマスク着用などの感染対策を徹底しながら、屋外で十分身体的距離が確保できる場合、会話を行わない場合、給食での黙食、黙って食べるです。黙食。体育と部活動での運動をする場面にはマスクを着用しないとしてきておりましたが、さらに夏季を迎えることから、マスク着用が呼吸

困難や熱中症につながる可能性がある場合にはマスクを外すよう指導することを確認しております。なお、放課後児童クラブと放課後こども教室においても同様の対応をしております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

丁寧な対応をありがとうございます。私もちょっと調べてみましたが、保育所ではほとんどの子供がマスクを着用していないということを知っております。

しかし、学校の子供たちは登下校時のときマスクを着用している子供が多いように思います。3年もの間マスク着用を義務付けられていた子供たちは急に変わったことがなかなか理解できないとか、なんとなくマスクをしなければいけないというふうな意識が強いのではないかと思います。そのためにやっぱり児童生徒や保護者に十分な説明が必要ではないでしょうか。児童生徒には学校で十分、そういう、こういう場合はしなくていいんだよってという説明を学校でしていただくこと。また、保護者にはわかりやすい説明の入ったお知らせの文書を教育委員会として出してほしいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。どこから出すかはちょっとまた検討いたしますけれども、ま、学校の規模とかですね、そんなところによってさまざまな条件がありますので、学校ごとに考える部分がありますので、なお、直近にまた校長会もあります。これから夏になってきますので、そのあたりはきちんと、再度家庭に伝わるようにしていきたいと思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

はい。どうぞよろしく申し上げます。

これで私の一般質問は終わります。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、9 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番、橋元陽一君の発言を許します。

5番（橋元陽一君）

5番議員、橋元陽一です。今定例会におきましては5つのテーマに沿って質問させていただきたいと思います。

最初に、先の3月定例会では、ロシアのウクライナへの武力攻撃に対しまして、議会開会日でしたけども、「ロシアに対してウクライナ侵略の即時中止を求める決議」を全会一致で採択をし、ロシアの行動について、国連憲章の重大な違反であると指弾しました。しかし、その後もロシアは武力攻撃を続け、ウクライナの子供を含む国民が犠牲になる事態が続いております。決議書の中にもありますように、私自身も議員として、町民の一人として平和を求める世界の人々と共に、真に持続可能な平和の世界を作り出していく声を上げ続けていきたいと思います。

さて、最初に今定例会で町長が行政報告の冒頭に4月19日、庁舎内において、課長の職員に対する暴力行為、暴言があったとして6月2日付で停職2カ月の懲戒処分をしたことを報告されました。今定例会当日、新聞にも掲載されたとあとから知りました。

この件につきまして、事前に通告しておりませんが、行政報告の内容にかかわりまして、最初に町長に3点についてお伺いしたいと思います。1つ目は、事件が発覚してから懲戒処分が決定したのはいつなのか。2つは、事件発覚後から処分決定まで課長の勤務はどのように規制されてきたのか。コントロールされてきたのか。また3つは、処分の日が6月1日ではなくなぜ6月2日なのか、以上3点につきまして、行政報告の中ではわかりにくい点でありましたので、簡潔にお答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

議長（西森勝仁君）

ただいまの橋元君の質問につきましては、通告にありませんので、次にしてください。

5番（橋元陽一君）

はい。ちょっと通告する時間ありませんでしたので、行政報告を受けて少し質問の構成も変えてしまったけども、議会に対しましても事件の原因の詳細な説明とか、処分内容の決定の経過など引き

続き議会に対しまして、詳細な経過の説明もされるということも踏まえて質問をいたしました。今後、こうした事件が起きないように、そして、一人一人の職員の皆さんが互いに信頼し合い支えあって町民のために一生懸命に仕事に専念できる職場づくりを町長、副町長にも強くお願いしておきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして質問を続けてまいります。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午後 1 時 35 分

再開 午後 1 時 36 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたら水曜日の全員協議会で報告していただくということを確認しました。

それでは、通告に従いまして、質問を続けてまいりたいと思えます。

2020 年 12 月定例会の一般質問で、類似団体の職員定数と比較しても佐川町の職員定数は少ないので、業務の内容・量を検討して増やすべきではないかと提案いたしました。当時の町長の答弁は、「当面増やさなくていい」との回答でありました。しかし、昨年 12 月定例会で、町長もかわり、職員定数条例が改定され、定数を増やすことを議決したところでもあります。しあわせなまちづくりで町民お一人お一人の日々の命・暮らしを守り支えていく、町政を進めて行くのに必要な職員の定数を改善しながら配置していくことは大変重要であり、最低限の施策だと捉えております。定数を増やすことにつきましては私も全面的に賛成いたします。

12 月議会ではこの 4 月の人事異動を経ないと具体的な配置を提示できないということでありました。既に広報でも人事異動等紹介もされてきておりますが、全体的な職員配置についてお伺いしてまいりたいと思えます。

昨年 12 月に改定された佐川町職員定数条例について、10 区分に定めている職員の配置数の説明を求めたいと思えます。合わせて、

その 10 区分に定めている職員配置数に基づいて、現時点で区分ごとに職員がどれだけ配置されているか合わせて御回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

総務課長（片岡和子君）

それでは、まず、橋元議員さんから御質問をいただきました、佐川町職員定数条例に定める定数について申し上げさせていただきたいと思います。

町長の事務部局の職員は 109 名、定数が 109 名、うち兼任が 1 名です。病院事業の職員につきましては 115 名、うち兼任が 1 名。議会の事務部局の職員につきましては定数は 3 名。教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員につきましては 15 名、学校職員は 9 名、学校給食共同調理場の職員は 11 名。農業委員会の事務部局の職員は 3 名、うち兼任が 1 名。選挙管理委員会の事務部局の職員は 20 名でうち兼任が 20 名。監査委員の事務部局の職員につきましては 3 名、うち兼任が 3 名。最後に水道事業の職員が 7 名、うち兼任が 3 名ということになっておりまして、合計で専任職員 266 名、兼任職員 29 人の定数とさせていただいているところです。

続きまして、本年 6 月 1 日現在の職員数について申し上げます。

町長の事務部局の職員につきましては 108 名、うち兼任が 1 名となっております。病院事業の職員につきましては 108 名。議会の事務部局の職員は 1 名。教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員につきましては 13 名、学校職員はゼロ。学校給食共同調理場の職員は 8 名。農業委員会の事務部局の職員は 2 名で、うち兼任が 1 名となっております。続きまして、選挙管理委員会の事務部局の職員は 20 名です。全員が、20 名が兼任となっております。監査委員の事務部局の職員は 1 名で、この 1 名も兼任となっております。そして、最後に水道事業の職員は 4 名が専任で兼任がないということとなっております。

専任の職員が 221 名、兼任をしている職員が 22 名、合計で 243 名、現在の職員数があるということになっております。以上になります。

5 番（橋元陽一君）

はい。定数条例に定められた職員の配置も 10 区分で見ましても、

まだ配置をされてない部署もあるということも確認をできたのかなというふうに思います。

それでは、広報5月号で今年度の各課、係の改廃が掲載をされて紹介されてます。改めて、この定数条例に沿って配置されてます各課、係の改廃の状況について説明をしていただければなど。大卒でかまいませんので、各10区分に従いまして説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えさせていただきます。主に町長部局、町長の事務部局につきまして課の名前の変更があったり、係の変更があったりしていると思っています。

まず、課の名前につきましてですけれども、チーム佐川推進課のほうがちづくり推進課に変更となっております。次に、室及び係につきましては税務課の収納管理室、それから産業振興課の自伐型林業推進係及び農商工係、建設課の国土調査室及び国土調査係が廃止となっております。

新たに係ができましたのが総務課に情報政策係、それからまちづくり推進課に企画政策係、健康福祉課に子どもサポート係、産業振興課に林業振興係、農業振興係及び商工振興係を新設をさせていただいております。

係の数字で申し上げますと、産業振興課のほうで2係であったものが3つの係に。それから建設課が国土調査の関係を室、係を廃止した関係で3つの係が2つの係に。それとあと総務課と健康福祉課とまちづくり推進課につきましては係をそれぞれ1つずつ増やしているという状況になっております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。今年度の佐川町行政のスタートがですね、こうした課の改廃等含めて、新たなスタートを進んだというふうに捉えているところでございます。それぞれのまた部署でもぜひ頑張っていたきたいなというふうに思うんですが、定数条例の区分1で、先ほど報告ありました町長部局には109名決めて、現在108名の配置がされていると。昨年度の議会の中では5人を増員するということも報告されてますので、この町長部局にかかわりまして108名の配置についてのどの様に配置されているのか、5名の増減がわかるようにですね、5名の増員がわかるように御説明いただ

けたらなというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。議員さんがおっしゃいましたように、令和3年度当初の町長部局における職員数は103名でございました。令和4年6月1日現在の職員数につきましては、兼任1人を含みまして108人となっており、比較すると5人の増員となっております。

課ごとに申し上げます。まず、総務課ですけれども、16人が15人になりまして、1名の減。まちづくり推進課につきましては8名が9名、1名の増員。税務課につきましては11人が12人に、1名の増員。町民課は9人が11人に、2名増えております。健康福祉課、こちらのほうは保育所を含んだ職員数は39名が41人で2名増員しております。それから産業振興課につきましては、8名が11人、この11人のうち農業委員会との兼任が1名になっておりますけれども、3名増員しております。建設課につきましては10名が7人で3名の減。会計課につきましては2人が2人のままで配置されておりますので、プラスマイナスゼロということで、トータルで5名増員というふうになっております。よろしくお願いいたします。

5番（橋元陽一君）

そういう課の改廃とともにですね、合わせて配置の職員数の人数も変更されて、スタートしてるということが確認できてるんですけども、2020年度、2022年度の退職者、それから新採者が広報でも10名やったかな、紹介もされて、新しいスタッフをかまえての先ほど言った配置が行われているのかなと思います。ぜひ、この退職者と新採の配置の動向についてちょっとわかってたら教えていただけたらなというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。2022年度というところですが、あの、令和3年度中に退職された方の人数でよろしいですか。

令和3年度中に退職された職員が合計で6名おります。で、新規、2022年度から新規採用になっているのが、4月からが10名で5月からもう1名、合計11名採用をさせていただいております。ですので、採用人数の11名から退職者数6名を引いた5名が増員となっているという状況になっております。

退職しました職員につきましては、総務課、税務課、農業委員会、

国土調査、それから町民課、議会の事務局長などそれぞれ全課、局にはわたっておりませんが、1名ずつの退職があり、新規採用職員につきましても、は、9カ所、9カ所につきましてそれぞれ1名から2名、満遍なくって申し上げてよろしいかどうかわかりませんが、そういった形での配置となっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

議会のこの場では私も何回も申し上げてきておりますように、町職として頑張ってもらっていく実績といいますか、それは町民の宝になっていくと。で、新しく採用された方、そしてまた退職された方、ほんとうに退職された方、長い間、そして新しく佐川町に参加された新任の皆さん、引き続きですね、町民のために頑張っていたきたいなという思いを込めて確認もさせていただいているところでもあります。

引き続きですね、今の部署の中になかった区分4の教育委員会の事務局及び教育委員会の所管する学校以外の教育機関の職員が13から15人増員をされているというふうに説明を受けております。この配置について説明いただけたらなというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。定数自体は2名増となったところではありますけれども、令和4年度の職員配置につきましては令和3年度と同数の13名のままで、増員・減員ともにございません。以上になります。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたら区分4のほうでは職員の増はないという感じ、確認をさせていただきたいと思います。

引き続きまして、こうした今年度の職員の定数条例に基づいた配置でまだまだ定数条例に沿って配置されていない部署、区分等があることも確認をできたのかなというふうに思います。

続きまして、2022年度の本町での会計年度任用職員につきまして質問をしていきたいというふうに思います。

その定数条例、先ほど報告いただきました10区分に沿いまして、会計年度任用職員がどのように配置されているのか、会計年度任用職員につきましてはフルタイムとパートタイムがあるかなと思います。大枠の分け方でかまいませんので、先ほどの10区分にそれぞれ

どの様に配置されているか実数を御説明いただきたいと思います。
総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。会計年度任用職員の職員数について申し上げます。

町長の事務部局につきましては、フルタイムが10人、パートタイム74人。病院事業につきましては、フルタイムが2人、パートタイムが46人となっております。議会の事務部局につきましては、フルタイムの方はいらっしゃらず、パートタイムが1名いらっしゃいます。教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関につきましては、フルタイムが5名、パートタイムが55人。学校職員につきましてはフルタイムの方はいらっしゃらず、パートタイムが5名です。学校給食共同調理場につきましては、フルタイムの方はいらっしゃらず、パートタイムが8名。農業委員会はフルタイムの方はいらっしゃらずパートタイムが1名。選挙管理委員会、監査委員、それから水道事業の職員につきましてはフルタイム、パートタイムともにいらっしゃらないという状況になっております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。ほとんどの部署に会計年度任用職員の皆さんがフルタイムあるいはパートタイムとして所属をされて、行政を支えてくださっている状況がわかるのかなど。特に集中している部署等については、正規の職員の方も含めて、会計年度職員の方も含めてですね、大事な仕事を担っていらっしゃるのかなどというふうに思います。

こうした会計年度任用職員の任用の財源措置につきまして、先に言いました定数条例に基づいて配置されている職員の財源と、それから会計年度任用職員の財源についてどのように措置されているのか、簡単で構いませんので御説明をいただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

職員給料の財源措置について、本当にすいません、簡単に申し上げます。

正職員や会計年度任用職員のお給料、給与につきましては、町税や交付税などの一般財源のほかに、特定の事業の実施にかかります国庫支出金や県支出金などの特定財源で措置をしているというところでございます。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい、この場でかなり詳細に把握するのも時間的に難しいかなと思いますので、また後でまた詳しく教えていただければなというふうに思います。

その中で、例えば、会計年度任用職員で同じような職種で、先ほど言った財源措置が変わるというケースがあるのかなのかだけちょっと教えていただけたらと思います。

総務課長（片岡和子君）

同じ職種の方でっていうお話でしたけれども、それこそ会計年度任用職員さんにつきましては、例えばですけれども、国の事業などを取り入れまして、補助金がある場合の事業にかかわるときにはその財源が、ここの補助金もいただけると思うんですが、同じ職種であってもそういったことのない職務に就かれる方につきましては財源措置がない、一般財源になると考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい、特に会計年度任用職員の処遇改善については、そういう措置が、対応がその場その場で変わってくる、変わらざるを得ない状況に置かれて、担当のほうも苦勞もされてるのかなというふうには思います。で、この定数条例に基づいて、先ほど回答いただきました職員数だけではもちろん行政は賄うことはできない。それ故に会計年度任用職員、あるいは臨時職員の雇用で町行政を支えて、執行しておいでるのかなと思うんですけども、こうした行政を支えてくださっている会計年度任用職員や、臨時職員の勤務条件改善に向けてですね、当面、大きな課題になっていること、ここをこういうふうに変えたらもう少し処遇も対応も可能になるんじゃないかなというようなことを検討されていることがあれば御説明いただきたいと、もしなければ構いません。あれば教えてください。

総務課長（片岡和子君）

はい。実はその会計年度任用職員制度、こちらのほうが令和2年度より導入させていただいているところです。その折にそれぞれの職務内容等に応じましたお給料、給与の位置づけでありましたりとか、休暇制度等について検討をし、見直しをしました経緯もあります。そういったこともあって、現時点では勤務条件の改善に向けて具体的に特に検討しているところはありませんので、申しわけないですが、以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたらまた、さまざまな業務を遂行する上で大きな課題ができたときにはぜひ御検討、会計年度任用職員の皆さんの立場に立って御検討いただければなというふうに思います。

もう一つですけれども、この定数条例で定めた職員配置の中で先ほども報告ありました区分5の学校職員については現在ゼロということになってます。この定数条例定めてる学校職員についてですね、私の子供が町内の小中学校に通学してたころ、もう30年ほど前になるかと思うんですけども、用務員さんが町職員として学校にそれぞれ配置をされて、働いていらっしゃいました。私も当時、PTAの役員をさせていただいていたときでしたので、当時、町長が学校用務員さんを学校給食の共同調理場のほうに配置がえをするということを表示されたことがありました。当時、町P連とか学校長とか当時の町職員組合の方々と一緒になって、ぜひ学校に配置されている用務員さんを引き上げないで欲しいということを直接町長にも申し入れたことがありました。町長、それを当時受けまして、町P連の会長と協議もしてですね、配置転換を中止をして、用務員さんの配置を続けることを文書で確認し合ったことを記憶しております。当時の子供たちや用務員さんたちだけでなく、保護者や教職員、地域の皆さんで喜びあったことを今も覚えてるところでございます。当時も今も用務員さんの学校での役割や責務は変わってないんじゃないかなというふうに捉えているところでもあります。これまでこの用務員さん、実際にはどのような職種、学校用務員という形で条例にありますけども、どういう形で、あるいはまたどのような法的な位置づけで町内の学校に配置されてきたのか簡単に説明いただけたらと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。御質問にお答えいたします。学校用務員の分掌の業務は正門や玄関の錠、鍵を開けることです。校舎内外の清掃、除草、ごみの処理、それから生花、生け花ですね、これを飾ったりなど環境の美化にかかわること、印刷など事務補助にかかわること、来客の接待、給食の受け入れ、食缶の配分・返却など学校に係る業務全般です。それと、この年間の勤務の中で長期の休業中につきましては、新学期に向けての準備をする数日以外は業務がほぼ不要となるということから、現在はパートタイムの会計年度任用職員ということで対応させていただいております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

現在、長期休業中の勤務状況に伴ってパートタイムということがありました。その前に、いわゆる定数条例に位置づけられた学校用務員さん、現在 9 名となっておりますけども、この配置の根拠、法的な根拠ってというのは何かちょっと教えていただけたらと思います。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 5 分

再開 午後 2 時 6 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（片岡和子君）

ただいまの議員さんの御質問の件なんですけれども、大変申しわけございません、手元に資料がありませんので、また後ほど調べさせていただきますまして御報告させていただけたらと思います。よろしくをお願いします。申しわけありません。

5 番（橋元陽一君）

わかりました。また後から教えてください。

先ほども教育長の答弁にもありましたように、校内、学校内での用務員さんの仕事の中身ってというのは多岐にわたっております。改めて、先ほど冒頭に申しましたように、学校現場ではなくてはならない職種の一つだなというふうにも思っております。で、だからこそ定数条例にも定数を決めて、佐川町政の一端を担ってくださっているのかなというふうにも思っております。

長い歴史的な経過がありますので、今回答いただくかどうかわかりませんが、定数条例に基づいて配置されなくなった理由、何かこう、現時点で把握されていることがあれば教えていただけたらと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。その学校用務員の経緯についてですね、詳しい内容、ちょっと私も資料を今持ってきておりませんので、説明できませんので、また総務課を通してですね、御説明させていただきますので御理解いただきたいと思います。よろしくお願

ます。

5 番（橋元陽一君）

この間、町内の5つの学校長とお会いをして、現在の用務員さんの状況等についてもお聞き申させてもらいました。他の市町村で勤務されて佐川町に赴任された校長先生が、町外で勤務したときには用務員さんが1年でかわっていくと。で、かわっていった後のほうですね、校長先生が探さなくてはいけなくて大変だと。で、佐川町は3年間ですか、継続して任用していただいているので非常に助かっているということも話もされておりました。用務員さんが先ほどの校内でのさまざまな仕事を一手に引き受けて、日々こなしていらっしゃる、その方が本当にくるくるかわっていけば、学校現場も混乱をする場面があるのかなど。もし用務員さんがいなければ学校長がこの仕事をせんといかんということも話をされてた校長先生もおります。

ぜひ、定数条例で配置されたこの学校用務員さんの配置のあり方についてですね、今、恐らく会計年度任用職員のパートタイムで便宜的に配置をされて、今の状況に対応してるかと思うんですけども、改めてこの学校用務員さんの配置についてはどっかの部署できちんと論議をしていただいて、どうするのかっていうことは方向付けをしていただきたいなということをお求めたいと思いますけども、町長いかがでしょう。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。学校用務員につきましては先ほど総務課長のほうからも説明をさせていただきましたが、会計年度任用職員ということで、お願いをしておるところでございます。全ての今小中学校に学校用務員として配置をさせていただいております。先ほど、橋元議員の言われたように1年ごとに異動、変わるというようなことは、私教育委員会のほうにも配属になっておりましたので、教育長とも相談しながらですね、長年にわたってその5年、6年も引き続きずっとおるといのは場所を変えて配置をしようという話はさせていただきましたが、1年、2年ですぐに変えるというようなことは今はやっていないという状況だと思っておりますので、今後ともその学校用務員については、学校にやっぱりなくてはならない職種であるということを考えまして、今後とも会計年度任用職員という立場ではありますが、お願いを、引き続きお願いをしてい

きたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

5 番（橋元陽一君）

はい。ぜひこう前向きに検討していたことをお願いしたいと思えます。以上、今の質問については終わりたいと思えます。

次、大きな2つ目の質問でございます。高北病院が担う地域医療の課題についてであります。

広報4月号で、前任の病院事業管理者、そして院長を長い間兼任されてきた和田幸久先生の退任の挨拶が掲載され、引き続き整形外科に勤務されるということでありました。町長の行政報告にも紹介されておりました。そして、副院長の川上雅史先生が引き継がれて、院長と病院事業管理者を兼任されるとのことでございます。大変な任務だと思えますけれども、この場からも町民の一人といたしまして感謝を申し上げますとともに、これからもどうぞよろしくお願いしたいと思えます。

さてこの間、国が全国の公立病院の統廃合を進めようとしたことにかかわりまして、2020年12月議会の一般質問で取り上げました。2019年、総務省の方針を受けて、高知県地域医療構想調整会議が開かれてきて、新公立病院改革プランが提起をされ、議論されてきたことについて質問いたしました。その時点で高北病院は佐川町を中心とした地域医療を担う公立病院として経営の見直しを図り、医療体制確立に向けた対策をこうじているということでもございました。また、コロナ感染の中で健康福祉課とタイアップして、ワクチン接種や感染者対策に尽力されてきていることにも改めて敬意も表したいというふうに思えます。

こうした中、政府が公立病院のあり方を再検討するとの記事が3月末の高知新聞でも紹介をされました。2022年3月、総務省が出しました持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインについて、市町村へどのように通知されてきているのかいないのか、また、総務省の方針転換の概要、大枠、どういうところを検討せよ、改革せよと言っているのか説明をいただけたらというふうに思えます。ざくっとした質問で申しわけないですけれども。

病院事務局長（池内智保君）

橋元議員の御質問にお答えをいたします。今年、3月29日の持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイド

ラインにつきまして、総務省自治財政局長通知の市町村への通知方法につきましては3月30日付で高知県知事から関係市町村長へ公立病院経営強化の推進についてという通知が発出され、高知県市町村振興課から各市町村財政課と病院事業に対し送られてきております。

国の方針転換についてお答えさせていただきますが、厚労省、今橋元議員さんおっしゃいましたとおり、2019年の9月に再編、統合など地域医療構想を踏まえた具体的対応方針の再検討を要請する公立公的病院として、当院を含め424病院の実名を公表し、翌年の秋ごろまでに再検証の協議を終了するという予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、再検証の期限が延長されました。さらに昨年の12月地域医療構想の推進の取り組みは病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が地域の実情を踏まえて主体的に取り組みを進めるものと、その表明を行いました。そして、この3月に今出ました公立病院経営強化ガイドライン、これを国が策定し、今年度または来年度において公立、公的、民間医療機関における対応方針の策定や検証、見直しを行うこととし、このうち公立病院につきましてはこのガイドラインを踏まえ、病院ごとに公立病院経営強化プランを具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議をすることとなっております。

国のガイドラインの公表が今回3回目でありまして、1回目は2007年の公立病院改革ガイドライン、2回目が2015年の新公立病院改革プランであります。今回のガイドラインで一番大きな変更点は、これまで使われてきました「改革」という名称が経営強化に変更されたことだと言われております。今回、数多くの公立病院が新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者の入院受け入れ、発熱外来での対応、検査協力、ワクチン接種などで貢献をしたことから、総務省として地域の医療において公立病院は必要であり、持続可能な医療提供体制を確保する見地から経営強化に変更したと思われまます。これまでの病院や経営主体の統合よりも地域に必要な病院が存続することを前提に病院間での役割分担と連携強化に主眼をおいていくということに方針が変わっております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。概略の説明本当にありがとうございます。

高知新聞でも紹介をされておりましたけども、こうした国の公立

病院の統廃合の動きの中で、2003年にあった1,007の公立病院が2021年の段階では853に減少し、病床も15%削減してると。こうした指摘される中で、先ほど課長の説明がありました、このコロナ感染拡大の中で地域で公立病院が果たす役割が改めて国も見直さざるを得ない状況にあつて、機械的な統廃合は進めないという形になったのかなというふうに捉えているところでもあります。

ぜひ、公立病院のこの仁淀川流域での果たされている役割っていうのは引き続き維持していくために頑張ってもらいたくないなというふうに思いますが、2019年の段階で公共病院のこれからの経営にかかわってですね、一定の方向を出されておりました。改めてこの方向を今回の総務省のガイドラインでですね、検討し直さんといかん課題があるのかないのか。あればどういう分野なのか少し御紹介いただけたらというふうに思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。高北病院の現在の新公立病院改革プランは県の地域医療構想に基づき、地域の医療、介護ニーズに対応できるケアミックス機能の充実を目指して2018年3月に策定をいたしました。当院では先ほどの424病院が公表される前にこの改革プランに基づいて病床再編を行いました。その結果病床の規模と機能は地域の医療需要にマッチしたもので、病床は有効に活用され、類似病院と比較しても高い病床利用率を現在も維持できております。

現プランでは再編、統合は行う事なく、現体制で佐川町の地域包括ケアの拠点として発展していこうというものになっております。また、当院の役割とか機能、経営の効率化なども現プランにありまして、当院の目指す方向性は大きく変わりませんが、当院を含め全国の公立病院は、今回策定されたガイドラインに基づいて公立病院経営強化プランを策定する必要があります。特に今回の経営強化プランにおきましては、今までの病院改革プランにはなかった新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取り組み、この項目が追加され、また、地域の中で各公立病院が担うべき役割、機能を改めて見直し、明確化、最適化したうえで病院間の連携を強化する、そういう機能分化とか連携強化、これを進めていくことが必要とされております。そのための取り組みについてプランを策定していかなければなりません。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。ぜひ、その作業は大変だと思うんですけども、しっかり進めていていただきたいというふうに思います。

こうした公立病院の経営にかかわる重大な局面の中で、高北病院の運営にかかわりまして、病院当局の関係者の会議のほかに条例に定めた病院事業運営委員会が設置をされていることも改めて確認をさせていただきました。この間、前院長の和田先生が退任の挨拶の中でも危機的な状況をなんとか乗り越えてきたと回顧されていますように、そのときそのとき経営に関わる重大なことがこの同委員会でも協議もされてきているかと思えます。議員としてそうした自体を十分に認識もせずきたことも反省もしてるところでございます。

つきましては、この同委員会について少しお伺いしたいと思えます。

病院事業運営委員会、この間、どのような議題で年間どの程度開催されるのか直近で構いませんので、御紹介いただければと思えます。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、書面会議とはなりましたが、通常の年は年に2回、2月と8月に開催をしております。

議題につきましては、ここ最近では予算説明、決算報告のほか、これまで当院が行ってきました医療療養病床から介護老人保健施設への病床転換であったり、病院耐震化事業、病床再編など病院の運営に大きくかかわる事項について議題とし、委員会で経過報告をして御意見をいただいております。

また、そのほかに医師確保や診療報酬改定、救急医療、診療体制、会計の待ち時間、職員の接遇、そういったことに関して住民の声も届けていただきながら、意見交換を行っております。以上です。

5番（橋元陽一君）

この運営委員会の規則を少し目を通したんですけども、今御紹介いただきましたさまざまな重要な課題にかかわって議論もされてるところでございます。

この委員会が病院経営に向けて決定事項と言いますか、議論されたことの決定事項にかかわってどんな位置づけがされてるのか、この病院事業運営委員会で何か決定する事項があるのかないのか、ただ、今課長の答弁にありましたように、病院局からの提起を受けて

議論をして意見を述べていることでそこでとどまるのか、そこからへの関係を少し教えていただければと思います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。佐川町運営委員会条例の第1条にありますように同委員会は病院事業管理者の諮問機関でありまして、病院の運営に関する事項について参考となる御意見をいただき、病院事業の健全な運営に資することとしております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。その位置づけを確認させていただきました。この、先ほど答弁いただきました総務省の通知にかかわりましてこういう同委員会で議論した経過があるのかなのか、これまでであればどういうふうには検討されて、どういう課題が提示されたのか、議事録もあるかと思うんですけど、いくつか御紹介いただけたらと思います。なければいいかまいません。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。今年度はまだ運営委員会が開催されておらず、今回の総務省通知に関することについての議論はまだ行っておりません。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。また課題が提起されたらこの委員の中には議員も充て職だと思ってしまうんですけども、配置をされて審議の中に参加をされてるかと思えます。議会としてこうした病院の経営にかかわりまして、しっかりと受け止めることができるような体制も必要なのかなと思って質問をさせてきていただきました。

最後にですけれども、高北病院の情報発信について少し要望を述べさせていただきますというふうに思います。

少し課長の言葉にもありましたけれども、診察を終えた後、支払いを済ませるまで待たされる時間が長いのではないかという声を少し聞きます。高北病院を大切にしたいという利用者の声が運営委員会のほうにも届いているということですがけれども、それをどのように答えているのか、そういうことを知らせるコーナーを設置するとか、声を聞く場所をつくるか、何かつくってですね、広報の紙面、限られていると思うんですけども、何かそういうところにも掲載してお知らせをするとかいうのをぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

また、3月号では看護局長、4月号では院長の退任・就任、5月号では内科医の山下先生の着任、またこれから5月号まで血管病の発症予防と重症化予防について連載することも紹介もされ、6月号ではさらに内科医の宮本先生の着任の挨拶と続きながら、6月号では連載の2回目として健診の3ステップと題して、予防医学の観点から血管病の予防と重症をさせない健診の呼びかけもされているところでもあります。

しかし、この広報の1ページの中に詰め込まれ過ぎているのではないかと、読みづらいなと正直に思うところでもあります。紙面の3分の1にわたりますして、毎月休日・夜間の当直診療科の案内が掲載されております。私たちも病気やけがしたときにはこの広報の案内を見るより先にまず、高北病院に電話をいたします。このスペースの検討とか、さらにまた先ほど紹介しましたようなこと、病院から広報を通して町民に発する大事な情報っていうのは、紙面を2色刷りにするとかして発信するとか、もう少し工夫したら読みやすくなるのかなと思いつながりながら広報を読んでいるところがございます。ぜひ、そういうことも検討していただけたらなということをお願いしましてこの項の質問を終わりたいというふうに思います。

続いて、3つ目の質問に入ります。新産廃の建設の動きについてであります。

昨年12月末に議会に対しまして環境協定書にかかわる説明会が行われました。3月の行政報告では、年度内に連絡協議会を開催すると報告もしてありました。私は3月定例会の一般質問の中で、昨年11月17日に開催されました第4回整備専門委員会の議事録がその時点でまだ公表もされておらず、14億円を削減したことについて専門委員会でどんな審議経過が行われたのか確認することもできないということもお伝えもしたところでありました。その議事録は4月の20日付で46ページにわたるものとしてホームページにも掲載をされました。担当課のほうでも目も通されているかと思うんですけども、私も一読をいたしました。

新産廃建設をめぐる経過や状況について、この6月の定例会の行政報告で町長が3月27日、環境協定書に基づいた連携協議会が開催された状況について簡単に報告もされておりましたので、ちょっと通告の順番も入れかえながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

この、これにかかわりましては、環境保全協定書に基づいて組織された連絡協議会、いつ、どのような構成メンバーで発足するのか、その手立て、手続について説明を求めますと質問する予定でもありましたけれども、先ほど言いましたように既にもう開催をされております。昨年 12 月 28 日の全員協議会の場でのたたき台の提案のときには、議会からのメンバーについて、仮称として環境保全等連絡協議会委員の人選については議会のほうに委ねたいという説明だったと私は捉えております。この議会から選出する構成メンバーの選定と決定について、どのような部署で検討され、どんな手続が行われたのか説明をいただけたらというふうに思います。

町長（片岡雄司君）

環境保全協定の、についてのことで、ついて御説明をさせていただきます。

各機関の人数につきましては、まず加茂地区の住民 6 名、そして加茂里づくりの会長 7 名、すいません、加茂里づくりの会長含めて 7 名となっております。

佐川町議会におきましては産業厚生常任委員会の委員長、そして副委員長の 2 名。佐川町は副町長、町民課長、建設課長の 3 名。高知県におきましては林業振興環境部環境対策課長、公益財団法人エコサイクル高知の専務理事兼佐川町事務所長の合計 14 名となっております。これにつきましては第 1 回の連絡協議会を 3 月 27 日に、日曜日に開催をしまして、会長に佐川町議会産業厚生常任委員会委員長の下川芳樹議員、副会長に加茂里づくり会会長の大山瑞氏が会員の互選により決定をされております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。私もその構成メンバーを問題にしてるわけではありません。決定する手続等にかかわってですね、先ほども言いましたように、昨年 12 月末の段階では議会からの派遣については議会に委ねたいということでありましたけれども、議会全員協議会等では議論もしてない。ひょっとして産業厚生委員会のほうで議論されてるかもしれません。そこらへんが議会として受け止めて議論した経過があるのかないのか、お答えいただけたらと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。産業厚生常任委員会についての内容は私はちょっと報告があっておりませんが、現時点の段階で先ほど

御説明をさせていただいた委員のメンバーで会長、副会長を選任させていただきます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。そのことについては全面的に支援をして応援もしていきたいというふうに思っているところでございます。手続のことで確認させていただいたんですけれども、議会のほうでも改めてまた確認もさせていただきたいというふうに思います。

この環境協定書の説明の中で町民向け、全体に対しても説明をするという日程も提案もあったのかなというふうに思いますけども、町民向けの説明会というのはどこが担当されるのか、で、またどんな内容で説明されるのか、現時点でわかっていたら日程や内容について説明いただけたらというふうに思います。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 30 分

再開 午後 2 時 31 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（片岡雄司君）

すいません、お答えをさせていただきます。説明の日程につきましては、施工業者の決定後、工事に着手するまでに佐川町全域の住民の皆様に向けて説明を開催していただくよう要望をしております。

内容につきましては、工事の内容、着工時期、工事期間中の安全対策、環境保全対策及び環境モニタリング計画を予定していると聞いております。こちらにつきましてはエコサイクル高知のほうがやっていたかということになっておりますので、よろしく申し上げます。

5 番（橋元陽一君）

そしたら施工業者の発注はまだ行われていない、決定されていないという段階だということで捉えていいんでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。現在、確認している内容では、工事のスケジュールについては今年の 6 月末に入札の公告を行いまして、

8月に入札、そして契約、9月ごろから工事着手を行いまして、令和7年の8月に完成予定であると聞いております。なお、このスケジュールにつきましては、今年の4月の29日に開催をいたしました町政報告会におきましても、公益財団法人エコサイクル高知のほうから自治会長の皆様にも御説明をさせていただきました。よろしくお願ひします。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。まだ発注の段階の段階だというふうに捉えておきたいというふうに思います。

こうして今環境協定書に基づいて発足してまず連絡協議会、機能していくにはまだまだ時間がかかってくるのかなというふうにも思います。建設始める段階の最初で町と県がお互い結びました確認書に基づいてですね、県と町の間で連携会議も組織もされて動いてきているかと思ひます。この間、この県と町の連携会議、どのように機能しているのかお伺ひしたいというふうに思ひます。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた高知県佐川町連携会議設置要綱第2条第3号、施設の整備及び運営にあたっての環境保全の対策等に関する事、同条の第4条、地域住民を対象とした説明会や勉強会等の開催に関する事、同条第5号、施設の整備にあたっての調査設計及び建設工事に関する事の規定に基づいて、これまで施設整備に向けた調査及び周辺安全対策の取り組み状況、地域振興策についての町の要望内容の取りまとめ状況、周辺安全対策に係る上水道整備支援の方向性、佐川町地域振興策の要望内容、周辺安全対策及び佐川町地域振興策に係る高知県の精査検討結果、周辺安全対策及び佐川町地域振興策に係る協定書の骨子案及び協定案などについて、5回にわたり連携会議を開催しております。協議検討及び情報共有を行ってまいりました。その後、令和2年12月25日に令和元年7月2日に締結しました確認書に基づいて、新たな産業廃棄物、新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う地域住民の不安解消のための取り組み及び地域振興に寄与する事業に関する協定書を締結しております。

連携会議につきましては、この協定書の締結以降は開催しておりませんが、確認書に基づき、佐川町加茂に設置する管理型産業廃棄物最終処分場の整備及び管理・運営に関して令和4年2月4日に環

環境保全協定を締結しております。

今後はこの環境保全協定書第6条に規定します連携協議会におきまして施設等の整備及び管理運営に係る状況を報告するとともに、環境保全状況等に関する意見交換を行ってまいりたいと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。環境協定書に基づいて組織されます連絡協議会とそれから確認書に基づいて設置されている連携会議、構成メンバーも大きく変わるかと思えます。私はこの連携会議というのは確認書に基づいて県の副知事、林業振興環境部長、土木部長、また越知土木事務所所長と町の代表として町長、当時のチーム佐川の課長、町民課長、産業建設課長でいわゆる両者のトップ、これにかかわるトップの組織がこれ連携会議だというふうに捉えてきております。

環境協定書のほうは町民に開かれた会議だなというふうに捉えています。そこで議論されることは当然もう共通点もあるだろうし、違うこともあるだろうと。私はこの県と町の連携会議は建設が終了、あるいは終了した後もある程度会議をもって県と町が交流をして議論をしていく課題が当然あるのではないかなというふうに思って、今質問にも取り上げているところであります。

なぜかと言いますと第4回整備専門委員会の議事録を一読をいたしました。委員会で配付をされました資料4の概算事業について、委員の皆さん、基本設計から実施設計の策定過程で約14億円のコスト縮減に関することについて、県の説明を受けただけで予算縮減に関する質問、審議等を行われていないことを私は議事録で確認しました。もし、私の読み不足があって抜かしていたらまた訂正もしたいというふうに思います。ぜひ、確認書で「加茂地区で子供や若者たちが、将来にわたって安心し、誇りを持って暮らし続けられる環境を維持・向上させるよう全力を挙げるものとする」というふうに確認書でうたっています。このことを実行するためにもこの連携会議は重要な役割を担っているのではないかというふうに捉えています。ぜひ、この連携会議、継続をしてですね、休眠させるのではなく、しっかりと機能を発揮させて動いてほしいというふうにも思います。

ぜひ、要望になりますけれども、こういう連携会議の中で先ほど整備専門委員会の中でも議論もされない、住民の安心安全を守る視

点からも、施設の県が大丈夫だ、安全だということの根拠をしっかりと確認をしていただいて、町民のほうにも説明をしていただくような手立てをぜひ検討していただきたいということを強く求めまして、この項にかかわっての質問を終わりたいというふうに思います。

続いて、4つ目の問題であります。コロナ感染対策についてであります。

ウイルスは人の体の細胞を宿主として侵入して、変異をしながら感染を広げてきております。今年に入りまして、変異ウイルスによる感染症、若年層での感染が拡大し、町内でも学校現場、保育園、医療現場などでは今なお予断を許さない事態が続いております。コロナ感染対策につきまして、行政報告の中で、この6月の行政報告の中でも少し紹介もされて、触れられていることもあります。重なる点もあるかと思うんですけれども、改めて町民の皆さんに対するワクチン接種の状況や感染対策について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、町民の世代別の3回目のワクチン接種の状況について、世代別に状況を説明していただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員の御質問にお答えをさせていただきます。新型コロナワクチン接種の3回目の状況でございますが、佐川町におきまして、これは5月29日現在が直近、最新の情報で数字として押さえております。

まず、世代別にいくまえに全世代、全人口に対しての3回目の接種の率としては70.4%、佐川町70%を超えました。それで、世代別でいきますと高齢者の65歳以上、これ3回目が88.1%。それからいわゆる現役世代でいきまして、18歳から64歳までが3回目69.2%。あとですね、12歳から18歳未満の世代、これが50.3%、3回目でございます。あとは小児のワクチンの状況です。接種の状況ですが、5歳から11歳が、これは小児用ワクチンの接種になっておりますが、これは3回目は今承認されておりません。2回目までなんです、2回目の状況では26.9%というふうになっております。いずれの数値におきましても高知県の平均を上回っております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい、担当課のほうの御尽力によりまして、県平均上回るような

形で町民の皆さんのワクチン接種が進行しているということの確認をさせていただきました。で、今報告にありましたように、いわゆる若年層にいくにつれまして、接種率が低下をしてきていると。で、この特に3回目につきましては12歳から18歳未満を対象にした3回目のワクチン接種にかかわってですね、何か検討されていることがあれば教えていただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この12歳から18歳未満というのは大体中学生、高校生という世代になりますが、この方々が50.3%ということになっておりますが、担当、健康福祉課としてはですね、この50.3%という状況の数字をどう見るかということですが、特に1回目、2回目の副反応の経験、そういったことから3回目の接種を控えている方が一定数おいでるのではないかと。あとは体調不良、それから部活動の関係、こういった関係で接種の日程が合わなかった方も一定数いられるというふうに考えております。

で、こういったことから町といたしましては広報、それから最近ではLINEのほうも使っておりますけれども、3回目の接種体制は引き続き高北病院のほうでも受けられるという形になっておりますので、集団接種は終わってしまいましたけれども、そういった周知を再度させていただくということで周知を図っていきたいと思っております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。ぜひこう、丁寧な周知を進めていっていただきたいというふうに思います。で、3回目の接種はこの段階で終了したということなんですけれども、前回北島病院でその後は、希望者は対応するということでありましたけれども、引き続きその18歳から64歳まではこの地域で言えば越知町の北島病院で対応することになるのか、教えていただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この1回目、2回目のこの初回のシリーズにつきましては、一定集団接種、各市町村が終わった段階でこの高吾北広域の市町村集まって、広域体制の接種体制を維持するというので、佐川町の町民の方は北島病院にお願いをするという形をとってございましたが、現在はそういう形は今とれておりません。

ですので、町内で3回目の接種、1回目、2回目もそうなんですけれども、打たれたいという方がおいででしたら、まあ、健康福祉課のほうでフリーダイヤルかまえておりますが、そちらのほうにお電話いただけたら高北病院とかと調整をさせていただくようにもお伝えしていただいております、まだ、その広域での接種体制の確保というところについては調整はできておりません。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。先ほどありましたように、2回までの接種しか認められてない、5歳から11歳までを対象にした接種状況につきましては、なかなか保護者の判断等含めて決断が難しい問題でもあるかと思うんですけども、町として何か検討されてることがあるのかなのか、あったら教えてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この小児のワクチンにつきましては、国として接種勧奨はするものの、ワクチンの接種による利益が大人ほど明確ではないということで、接種自体をその対象の方の努力義務ということにはなっておりません。また、小児科医、それから感染症の専門家などからも副反応など不安や心配事がある場合は接種を急がず、一旦様子を見てから判断することも選択肢の一つというふうな考え方も示されております。

そういったことで町といたしましては、小児への接種体制を継続していることを周知はしつつ、国から新たな知見等が発表されれば随時お知らせしていくというふうな対応をとっていきたいと考えております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。なかなか小さな子供たちへの接種の効果については見えにくい、知見も重ねられてないっていう中で、不安な状況の中にもあります。国やその対応の仕方を見ながら町民のほうにもお知らせはしていくという段階で対応するしかないという判断をされたというふうに捉えていきたいというふうに思います。

こうしたワクチン接種にかかわりまして、このワクチンの管理も大変厳しい基準が設定されて管理に対応されているのかなというふうにも思います。そういう中で昨日か、モデルナ製のワクチンが73万回分廃棄をされたということが新聞でも報道されたところであり、町内におきましてもやむを得ざるない場面もあるかと思うん

ですけれども、町内で接種を行う病院に配分された中で、この間ワクチンを廃棄せざるを得ないケースがおきているのかいないのか、おきていたらどういう事態があったのか簡単に説明いただけたらというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この3回目の接種にあたりましては、佐川町としてはこのワクチンですね、国からの配分を見まして、モデルナが余るのではないかとというふうに当初から考えておりました。ですので、接種計画の中ですね、集団接種、かわせみでの集団接種については大変申しわけないんですが、モデルナを最初から活用させていただきました。

それからですね、保管に関しましても、これは主に高北病院がワクチンの管理をしていただいておりますが、非常に適正に管理をしていただいております。そういったところから報道であるような保管ミス、それから期限切れ等によるワクチンを廃棄しなければならないような事態というのは佐川町では起こっておりません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

高北病院を中心にして接種対応ですね、本当に整然とといいますか、対応されていることに改めて感謝も申し上げたいところであります。

続きまして、4回目の接種計画について、計画も進行中だと町政報告でも報告されているところでもあります。重なりますけども、改めて概略を御説明いただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。4回目の接種につきまして、現時点での計画を申し上げたいと思います。

4回目の接種については、国は重症化予防を目的として60歳以上の方と、18歳から59歳までの基礎疾患を有する方などを対象に公費負担により4回目の接種を行ういうことを決定をしております。接種時期は3回目の接種から少なくとも5カ月以上経過することとされておりまして、佐川町民の対象者のうち多くの方は7月の中旬からの接種となる予定です。

で、町の接種体制といたしましては、これまでと同様に各医療機関での個別接種と健康福祉センターかわせみでの集団接種を組み合

わせて接種を行う事としております。

町では3回目の接種を完了した18歳以上の方全員の方に対して接種案内を順次、6月中旬頃を予定をしておりますが、それ以降送付する予定です。このうち60歳以上の方につきましては、予約をいただかなくても別途3回目を、原則として3回目を接種した町内の医療機関から接種日時の御案内をさせていただくように調整をしております。

一方で18歳から59歳までの基礎疾患を有する方などが接種を希望する場合は6月中旬からお送りする接種案内にこれを同封します接種意向確認書、これを提出していただくと。これには基礎疾患を有するということでチェックをするチェックリストがあり、構えておりますので、そちらにチェックをしていただいて提出をしていただくということで後日接種場所や日時を指定してですね、御案内をさせていただくように考えております。

そういった計画の中で、またこれはワクチンの問題になるんですけども、国のほうがですね、4回目のワクチンがほとんどモデルナになりそうということで、これを踏まえてですね、接種計画も立てていかなければならないということで、4回目の接種につきましては、集団接種ももちろんなんですけれども、個別接種についてもモデルナを使用するという場面が多くなるというふうに考えております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。4回目の接種計画についてもですね、3回目までのことを踏まえながら、本当、丁寧な接種案内、対応が計画されているということで、安心できるのかなというふうに思っています。

最後にですが、坂本議員のほうにもマスク等についての対応と御説明もありました。ここではですね、国のほうが現在感染症法の位置づけをですね、2類から5類へ変更する動き等、新たな動き、そのことが現場のほうにどんなふうな影響を及ぼしてくるのか少し懸念もされてるところであります。この間、公費負担で対応を全てされてきたんですけども、それが2類から5類に位置づけが変わることによって、これからの接種にかかわってどんな影響が出てくるのか、また、その対応について保育園や学校現場、あるいは社会福祉施設、医療施設等含めてですね、町内の施設にどんな影響が出てく

るのか出てこないのか、そういうことを想定をして国のほうから逆に県や市町村に対して意見や課題を求めるようなことが提起されていないかどうか、そこを少し教えていただけたらというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この感染症法に基づく類型と申しますか、そういったところの新型のコロナの関係については、今現時点で国のほうから2類から5類への検討状況であるとかっていうことは聞いておりません。いろいろ報道ベースであるとかいろんな課題の中でそういった議論があるということは、専門家の中でそういった議論があるということは私も見聞きはしておりますけれども、国のほうからそういったことでの自治体への紹介であるとか、そういったことは現時点ではあっておりません。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。わかりました。本当に、4回目の接種計画を進めていく中でも、また若年層への感染拡大が広がっている中で、対応も大変厳しいものもあるのかなというふうにも思います。

現場ではやっぱり本当に日々緊迫した状況が続いていて、担当者の方、また現場責任者の心労も計り知れないものもあるかと思えます。以前、この場でも紹介いたしましたけれども、岡崎課長が「いつでも相談の連絡をください」というこの一声にですね、現場が安堵したと、安心したという話を紹介させていただきました。大変、現場でも対応が本当に緊迫した状況の中で、現場の方々も大変な状況にあります。ぜひ、この現場を支えていくためにも担当課のほうも大変だと思っておりますけれども、御自身のお体の健康も大事にしながらこのコロナ禍を乗り越えていっていただきたいことを要望してこの項の質問を終わりたいと思います。

最後の質問に入ります。5つ目でございます。まちづくり計画についてであります。

この間の議会の中で、新文化拠点づくり構想は新図書館と青山文庫との合築構想で、施設の建設場所が細木木材跡地や焼酎蔵が提示され、議論もしてまいりました。細木木材跡地につきましては地権者との間での手続きの段階で白紙となり、焼酎蔵については耐震診断の結果を見て設置が可能かどうかの判断をしていく段階で、新図書館建設に向けまして、町民のほうから利用しやすい場所への検討

をという陳情書も出て、現在の西佐川の旧法務局跡地に建設が決定して動き出しているところでもあります。

新文化拠点構想で検討された焼酎蔵の利用については、私は現段階では白紙に戻っているというふうに捉えているところでございます。

この上町の界限で2カ月ほど前から焼酎蔵の、司牡丹のですね、焼酎蔵の改修工事も行われるようになってきております。また、上町地区の歴史、佐川歴史的風致維持向上計画協議会が開催されていることも耳にいたしました。焼酎蔵の耐震診断は終了した報告は議会としても受けておりますが、利用については頓挫した状態にあって、これまで利用については議会にも特に報告はないかと思っております。この審議会でこの焼酎蔵の利用についてどんな議論がされているのか、現在の行われている改修工事の関係があるのかなのか、ぱっと見たわけではわかりません。ぜひそこらへんわかるような形で御回答いただきたいというふうに思います。

最初に現在設置されております佐川歴史的風致維持向上計画協議会、いつ設置されて任期はいつまでなのか。また、設置規定第3条に基づいた構成メンバーの構成について、役職名だけでかまいませんので説明いただきたいというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

橋元議員の御質問にお答えいたします。まず、佐川町歴史的風致維持向上計画協議会につきましては、地域への歴史や伝統を反映した人々の活動、また、そうした活動が行われる歴史的価値の高い建造物、また、その周辺の市街地などが一体となって形成した良好な環境を維持向上するための法律、これが地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律というものが平成20年5月23日に公布されまして、同年11月4日に施行されたことに合わせまして、当協議会設置規定を平成20年9月24日に施行いたしました。

委員の任期につきましては、当協議会設置規定第4条によりまして、5年というふうに定めております。現在の委員につきましては、平成30年12月17日から令和5年12月16日までというふうになっております。当協議会の構成メンバーにつきましては、法律第11条に基づきまして、当協議会設置規定第3条の規定により定めているところでございます。この中に第1号といたしまして、佐川町の職員、こちらにつきましては、教育長と副町長という形で配置してお

ります。第2号といたしまして、計画、その整備または管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備または管理を行うものとしていたしまして、司牡丹酒造株式会社の専務取締役のほうで構成員として入っております。

第3号のほうには法律第34条第1項の規定により町長が指定した歴史的風致維持向上支援法人というのがありますが、こちらにつきましては、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を施行する場合などに委託する、そういったものをするNPO法人を指定することができるんですが、これに関しまして佐川町のほうでは指定のほうしておりません。

次に、高知県の職員としまして、こちらにつきましては今年度からは知事部局になっておりますが、歴史文化財課。第5号としまして、重要文化財建造物等の所有者としまして、国の指定重要文化財であります、竹村家住宅の所有者。次に第6号といたしまして、学識経験者としてNPO法人のくろがねの会の理事長、副理事長、それから商工会会長、商工会女性部長、さかわ観光協会会長、佐川町文化財保護審議会会長、佐川町男女共同参画推進委員会委員長を構成メンバーとしております。最後、第7号にその他町長が認める者ということで、佐川町議会議長というメンバーが構成の、で、されております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。設置の規定に基づいてですね、配置、14名ですか、配置をされているという確認をさせていただきました。あ、人数はちょっと間違ったかもしれません。で、この設置規定の第2条と第6条にかかわりまして、協議会等行政機関の関係について、どんな位置づけがされているのか簡単で構いませんので御説明いただきたいというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。協議会につきましては、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議や認定されました計画を円滑に進めていく上での関係機関等との連絡調整の方法などを協議会として決定していくことというふうになります。

行政機関との関係につきましては当協議会設置規定第7条に定められておりますが、国や県に助言や援助を求めることができるというふうになっておりますので、先ほど申しました関係機関等との連絡調

整につきましては、計画を実施していく上で重要であるというふう
に考えております。

また、町としましては、認定されました計画の円滑な事業の実施
と進行管理を行っていくことというふうになります。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。ということはこの審議会で事業の中身が決定されて、それ
を受けて町が執行していくという形で捉えたらいいのか、もう一回
そこを確認させてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えいたします。計画の作成とその変更に関する協議、
それから、あとは事業を進めていく上での関係機関との調整の方法
ですね。こういったものを協議会の中として決定していくというこ
とになります。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。いただいた資料の中でこれからかなり大きな予算を伴って
事業が進行していくのかなというふうに捉えております。で、そう
いう協議会はその役割、責務と行政機関の関係ってというのが明確に
するためにも先ほど言った構成メンバー等も限定をされて、確定さ
れているのかなというふうに捉えております。ぜひこの協議会の中
身がしっかりとガラス張りと言いますか、オープンに提起していただ
くようお願いもしておきたいというふうに思います。

で、この第2期の計画が既に協議が進んでいると思うんですけど
も、大変な量になると思いますんで、ざくっとで構いませんので、
大体今こんなことが計画について協議をしてるんだってことの説明
をいただけたらというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。まず、今現在の協議ということで、第2
期計画の概要のほうを説明させていただきたいと思います。

佐川町歴史的風致維持向上計画につきましては、現在2期目とい
うふうになっております。この今計画におきましては、佐川町の維
持向上すべき歴史的風致といたしまして主に4つ位置づけのほうし
ております。

まず、1つ目といたしまして、佐川町は江戸期、土佐藩筆頭家老
深尾氏が代々文教施策に力を入れられてまして、その結果、多くの
学者や政治家、人々などを輩出しております。こうした伝統を継承

していく文教が醸し出す歴史的風致、これが1つ目でございます。

次に、佐川町は古くから桜の町として知られておりまして、牧野公園は町内でも最も親しまれております桜の名所となっております。この牧野公園とその背景となります佐川城跡、これが一体となった古城山の風情ある風景を生み出す古城山にみる歴史的風致といたしましてこれ2つ目に位置づけをしております。

次に、佐川町は深尾氏が酒づくりなど、商売によるまちづくりのほうを進めたことで栄えました城下町ということですので、こうした商いにみる歴史的風致。

それから最後に、佐川町の各地区では古くは中世のころから豊かな踊り文化として民俗芸能のほう伝わっております。神社における大祭などで披露してきました、こうした伝統を継承してきます芸能、民俗芸能にみる歴史的風致、こうした4つを位置づけをしております。

こうしましたそれぞれの歴史的風致を維持・向上するため、各種事業を展開していくわけですが、その中でも上町周辺など重点地区を対象とする事業といたしまして、現在、老朽化により毀損が進みつつあります司牡丹酒造の焼酎蔵の買い取り、整備事業。また、司牡丹酒造の1号蔵酒造分の修復や保存といった事業。それからあと、佐川城跡の調査や遊歩道整備などを行いまして、かつての城郭の一部でありました牧野公園と一体化するよう整備していきます、牧野、佐川城跡整備事業。最後に牧野富太郎博士の顕彰を図るために博士由来のある植物の植栽や維持管理を行う牧野公園整備事業、こういった事業を主に取り組んでいっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。第2期の計画に基づいて佐川町全体のまちづくり、また改めて牧野さん、春らんまんの、らんまんの朝ドラ化も含めて、事業の規模もですね、スピードも大変な状況の中にあるのかなというふうにも認識もしてるところであります。

戻りますけども、焼酎蔵のその耐震結果と跡地の利用についてであります。議会のほうでは耐震の結果、耐震改修等をやれば利用が可能だということまでで、どうするかについて議論もされてない、報告も受けてない段階だと思うんですけども、この審議会でこの焼酎蔵の利用についてですね、現在議論されてること等あれば。またそれにかかわって必要な予算等も提示もされているのであれば御説

明いただきたいというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。まず、焼酎蔵の耐震結果についてですが、敷地内の歴史的価値の高い3棟ございますが、その全てを残す場合、全体の工事費の概算が2億3,424万というふうに試算をされております。これはあくまでも調査をいたしました令和3年の時点の試算額でありまして、ここ最近の資材の高騰等を考慮いたしますと、実際にはもう少し高額になってくるのではないかとというふうに思われております。

補強の案といたしましては、石垣基礎や玉石基礎、耐力壁の補強、屋根の落下防止などというふうになっております。また、建物全体の耐震化をするのではなくて、部分的に補強する、こういった場合でありますと、工事費につきましては減額するのではないかとというふうに思われております。

現在、焼酎蔵をどのように利活用するかということにつきましては、3月に行われました協議会のほうでも協議をしてきましたが、最終的にこういった形にしようというようなところまでの結論には至っておりません。今後、さらにまたその利活用につきましても検討を進めていきながら、耐震化、どの様にしていくのか、こういった方針のほうを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。事業を進めながら議会のほうにも報告っていうのはあれなんですけども、ぜひ、大きな予算を組んで事業進められていきます。また、町民の皆さんには毎日生活空間の場所で工事も進んで、やっぱり町民の皆さんがどういう事業で誰がやってるのかということもなかなか見えにくい状況にもなっております。可能な限り現在進んでいる工事、これから進める工事を連載的にですね、紹介していくようなこともぜひ検討していただきたいなというふうに思いますし、改めて事業が進む方向が確定するのであれば必要な段階で議会のほうにも丁寧な説明も求めていきたいというふうにも思います。

あと、スケジュール的には何か当面、緊急的な進めなくちゃいけない課題もあると思うんですけども、3、4年ぐらいのスパンで何か計画されているものがあれば、その概略を簡単に説明していただ

けたらなというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。事業のスケジュールにつきましては先ほど御説明させていただきましたような概要に基づきまして、事業展開のほうしていくわけなんです、本年度につきましてはこの計画におきまして歴史的風致形成建造物指定の候補として挙げております司牡丹焼酎蔵、1号蔵の修復保存。また同じく司牡丹酒造の焼酎蔵の買い取り整備を含めた活用についての検討でありますとか、10カ年の牧野公園整備計画に、こちらのほうにも関連してきますが、牧野公園整備事業、こちらに合わせまして関連事業としまして牧野富太郎博士生誕160年記念事業。また、御存じのようにHNK連続ドラマ、テレビ小説のらんまんのほうがありますので、こちらに関連します牧野富太郎博士顕彰事業、こういった各種事業、こちらを年間を通じて事業のほう展開していきます。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。ぜひ、そういう事業を進めながら、最後にですね、この事業を進めるにあたりまして、財源と言いますか、国や県の補助も受けながら事業も進められていくと思うんですけども、国や県の補助の割合、先ほど、当面2億3千万、ちょっと上下をするんだろうけど、想定されています。その事業の内訳、予算の内訳といいますか、町独自がどれぐらい負担をするのか、合わせて御説明していただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。この歴史的風致維持向上計画に基づきます、歴史的風致形成建造物の修理や買い取りなどに関する事業につきましては、国の交付金事業のほうがございます。焼酎蔵の買い取りのほうを含めました歴史的風致建造物整備費用につきましては、このメニューの中にあります街なみ環境整備事業と、こういったものを活用したいというふうに考えております。

事業費につきましては先ほど申しましたように、こういったように活用するのか、こういったことによって事業費のほうは大きく変わってくると思いますが、この整備事業のほうを活用しまして、費用の2分の1の交付金を受けることができるというふうに考えております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。まあそういう国の交付金は2分の1、県からはない、県の事業としては位置づけられていない。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

現在確認しているところではこれまでの事業も含めましてこの国の2分の1というところで現在確認ができております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。まあ、国の交付金を受けながら町独自の事業としてまちづくりを推進していくと。大きな予算も伴います。ぜひ、そういう事業であるからこそ先ほども申しましたように町民に見える形で見えり取り組んでいただきたいなというふうにも思います。

以上で質問を終わりますけども、この間、5月2日でしたか、議会の総務文教委員会のほうから、教育長の提案を受けまして、佐川町の学校給食の試食会を計画をいたしました。教育長を初め、教育センター、あ、給食センター、それから当時は佐川中学校で開始する予定でありましたけれども、佐川中学校の協力等得てとてもいい勉強会に、体験になったのかなというふうに思います。

当時は佐川中学校ではいけなくて、文化センターで試食を行うことができました。本当においしい給食。中学生を対象にした給食でしたので、私たちには少し量が多いのかなと。けれどもこう、すごくおいしい給食だったことを皆が口にしたことだと思います。

その場で管理栄養士の方からですね、町内の子供たちのアレルギー体質を持っている子供たちに対して除去食をどういうふうに対応しているか、映像を通しながら本当に短い時間でしたけども報告をいただきました。本当に給食センターの調理現場で、そしてまたそれを受けて学校現場でこの除去食に対応している報告が赤裸々に語られたというか、非常にこう学びました。これほどに手を尽くして対処されていると。それでも過去にトラブルが。絶対そういうトラブルを起こさないように対応していきたいと。また、給食センターで新たに採用された若い方が調理をされている姿も目の前にしたりして、改めてエールも送りたいなという思いもしたことでした。

議会としてこうした現場にですね、赴くこと、議会の、現場の状況を議会としても把握することの大切さを改めて痛感したところでもあります。引き続き私自身も現場のほうに足を運んでですね、現場の声をしっかりこの議会にお届けできるように頑張りたいということも表明いたしまして、今議会での質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、5番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩します。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時30分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、3番、山本和輝君の発言を許します。

3番（山本和輝君）

3番、山本和輝です。議長のお許しをいただき、通告に従い、4点の質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意のある御答弁をよろしくお願いいたします。質問の順番ですが、少し変更させていただきます。

まず、1点目、挨拶についてお伺いいたします。

今回のコロナ禍、長引き、2年以上の自粛要請や集会などの中止により、リモート会議など人と人が直接対面する機会が少なくなり、IT技術の進化により便利だと思う中でもどこか寂しい部分が出てきている時代だと思います。対面式会話です。私も県外の方々とリモート会議を行うこともあり、便利になっている一人ですが、便利だと思う反面、対面式会話でのコミュニケーションの大切さを改めて気づかされています。

そこで現在、佐川町は来年度、道の駅、らんまんのドラマ化により、全国、県内、町内からも注目されています。これから町内への来場者は増加傾向と想定される中、直接対面で会話もマスクで顔の表情が見えづらい中だからこそ、役場館内に町民の皆さんや観光関係者、仕事で用事で来館しているときなど、役場の職員がすれ違う場合など、挨拶をする取り組みをしてみたいはいかがでしょうか。この取り組みについてお伺いいたします。

総務課長（片岡和子君）

山本議員の御質問にお答えします。いい御質問をありがとうございます。

コロナウイルス感染症拡大予防の観点からなるべくほかの人と接

触することを減らす取り組みであったりとか、不要不急の外出を控えるような取り組みがなされてきました。役場でも以前であれば直接お目にかかってお話をさせていただいていたことが、文書やメール、あるいはリモート会議で済ませるといった場面が増えてきておりまして、議員がおっしゃるように「なんだかちょっと少し寂しいな、物足りないな」って感じることも時折、私も感想としてあります。

さて、御質問のほうに戻らせていただきますが、現在私たち職員は人事評価の面談などを通じまして、住民の方の立場に立ち、住民の方の目線で、質の高い、心のこもった、心の通い合う住民サービスが提供できるように取り組みを進めているところです。しかしながら、議員さんから御指摘をいただきましたように、窓口対応に気をとられるばかりに、本来、コミュニケーションの入り口とされる普段からの挨拶がおろそかになっていることもあるかと思えます。

住民サービスの向上は、住民の方との信頼関係の上であり、信頼関係の第1歩は、人と人をつなぐ第1歩はやはり挨拶であると感じています。職員としまして、また、一人の人、人間といたしまして、仕事中、それから職場内に限らず、普段からいろいろな場所で笑顔で気持ちのよい挨拶、そういったことができるよう、一人一人が意識を持ちまして取り組んでまいりたいと思います。本当によい御指摘、御提案ありがとうございます。

3番（山本和輝君）

ありがとうございます。挨拶は、すみません、挨拶の大切さは町長初め町会議員の皆様も本当に大切だと理解していると思います。いつも片岡町長は率先して挨拶もしてくれます。挨拶は一挨拶という言葉を由来するそうです。挨拶には押し開く、互いに心を開いて近づく、挨拶には迫る、すり寄るといった意味もあります。出会った人がお互いに心を開いて相手に迫っていくということが挨拶とされています。挨拶をされて嫌な感じはしませんが、挨拶しない、できないのは相手側にそんなつもりがなくても不快を感じる時もあります。

現在の役場では窓口では親切に対応をしてくれています。すれ違った場合など、挨拶をする取り組みにより今まで以上に明るい役場になると思います。挨拶は信頼関係を築いていく大切な一瞬だということを理解していただいて取り組んでいただきたいと思います。

この取り組みについて町長にもお伺いいたします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。先ほど総務課長のほうもお答えをさせていただきました中で、ちょっと重複する部分があるかと思いますが、お答えをさせていただきます。

仕事に対するモチベーションとかですね、日々のコミュニケーションの基本はやっぱり接遇、挨拶にあると考えております。町が作成をしております佐川町人材育成基本方針の中にも人材育成の具体的な方策としまして、働きやすい環境の整備において職場でのコミュニケーションの充実は職員の勤労意欲に大きく寄与し、コミュニケーションを活性化するために職員の目標を共有したうえで、職員一人一人が職場内に相互啓発的な環境をつくることが重要で、特に職場を活性化することの重要性を認識して、明るく活力ある職場、環境づくりを推進すると明記をさせていただいております。

私も庁議におきまして就任以来困った方が入庁された場合には、積極的に声をかけていただくよう、そしてまた来庁される方には挨拶をしていただくようにという職員には話をさせていただいております。

今後におきましても新しい職員の方も入庁されておりますので、役場全体で再度ですね、役場全体で活力ある職場づくりの環境を意識するとともに、常に住民の目線で質の高い、心のこもったおもてなしが提供できますよう、引き続き心のこもった挨拶、爽やかな明るい態度や話し方など、おもてなしの基本を中心とした研修なども開催させていただきまして、職員の意識改革と行政サービスの向上につながる職員研修を実施し、職員の人材育成に努めていきたいと考えております。

山本議員におかれましても、来庁の際にまたお気づきの点がありましたら御提言いただきますよう、直接私にでもかまいませんので、お叱りをいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

3番（山本和輝君）

ありがとうございます。回答が前向きで安堵いたしました。信頼関係には挨拶は本当に大切であると感じます。普段から社会人として挨拶や雑談でコミュニケーションをとっていただくことが仕事の上で意見やよりよい改善案なども聞きやすくなり、話しかけやすく

なると思いますので、ぜひ取り組みをよろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。スプリング入り家具についてお伺いをいたします。

高吾北組合組合協議会にて、今年度4月からスプリング入りのソファやベッドなど今まで細かく分解してスプリングなどを粗大ごみに出すなど、高齢者に問わず町民にとって本当に手間のかかるごみ出し作業でしたが、今年度の4月から受け入れが可能と報告がありました。現在、佐川町はスプリング入り家具などをどのような形状、また、そのままでもいいのならいつ出しているのか詳細や対応をお願いいたします。お伺いをいたします。

また、ごみ出しチケットの配布時の有効期限も今年度4月より1週間から1カ月に変更になり、今までより使いやすいチケットになりましたが、今後、高吾北広域協議会後に町民の方々にスプリング入りごみ出しの詳細チケットの有効期限変更などをどのように周知してもらおうか、また、取り組みをするのか、また、なぜ1回限り最大チケット5枚なのか。4月の改正内容は町民の方々にはまだまだ知られていないと思うので、どのように幅広く町民の方に周知してもらおうか、今後の取り組みをお伺いをいたします。

町民課長補佐（山本壽史君）

御質問にお答えさせていただきます。スプリング入りのソファ、マットレスなどの家具につきましては、本年3月まではスプリングとそれ以外の部分においてごみステーションに出していただいておりますが、山本議員がおっしゃるとおり、住民の皆様、特に高齢者の方にとっては非常に手間がかかる作業となっております。

しかしながら、高吾北地域3町の首長協議を受けまして、本年2月に高吾北清掃センターから今年度の4月からスプリングとそれ以外の部分に分けなくてもソファやマットレスなどの家具を受け入れることにしますという旨の連絡がありました。このような経過から本町におきましても本年4月からスプリング入りのソファやマットレスなどの家具については、スプリングを取り除かなくても粗大ごみの日に出していただければ収集するようになっております。

続きまして、ごみチケット無料券について御説明します。ごみ出しチケット無料券につきましては、大掃除や引っ越しの際、大量のごみが一度にごみステーションに出されることを防ぎ、ごみ収集が円滑に行えるようにするという目的で発行しております。このこと

から年1回の発行で最大5枚、有効期限は7日間、発行日から7日間という条件にしていると理解しております。無料券につきましては住民の皆様からもう少し利用期間を長くしてほしいという御要望を多々いただいていたことを考慮しまして、先ほど山本議員がおっしゃるように、本年4月からの途中ではありますが、有効期限を1カ月と変更しております。

なお、周知につきましては、この無料券の有効期限の変更、また、スプリング入りの家具の対応変更につきまして、早急に町のホームページや広報紙等において掲載を行い、住民の皆様にも周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

3番（山本和輝君）

ありがとうございます。この質問はまず、指定された場所にごみを出す、出しやすく少しでも不法投棄を減らすことにも期待されます。今後の課題は、現在の日本では佐川町に新設される最終処分場、全国平均であと20年で寿命を迎える環境省からの発表もされております。ごみ出しの意識変化は必須となるのが現状です。

2005年に国連本部にて、ワングリ・マータイ氏がもったいないを全世界に発信して約17年がたちます。現在、環境3R、リリース、リユース、リサイクルの取り組み、リリースは無駄なごみをなくす。少なくする。リユース、何度も繰り返しして使用をする。そして一番広く知られているリサイクル、ごみをリサイクルする。そのような取り組みがあります。これから佐川町は最終処分場を受け入れる町として、ごみ出しの意識を高く持っていただく時期だとも思います。

これからの佐川町の教育の取り組みの一つとして、産業環境管理協会資源リサイクル推進センターが推進している小学生からの環境リサイクル学習などの取り組みを開始して、最終処分場が完成してからは、処分場に学習見学などに行き、ごみの問題、環境の大切さに取り組むようにしていただきたいと思います。小学生からの環境リサイクル学習について、その点についてお伺いいたします。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。小中学校における教育活動の基準である学習指導要領には、環境保全と資源のリサイクルについて指導する内容として、小学校の社会科では処理の仕組みや再利用、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を考え

表現すること。理科では生命を尊重し自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。家庭科においては自分の生活と身近な環境とのかかわりや環境に配慮したものの使い方について理解する、工夫することということが工夫、というような内容が示されております。中学校でも同様の内容が示されております。このため、町立の小中学校では従来より各教科において子供たちが環境の大切さと資源リサイクルについて学習をしてきております。

さらに近年、教育現場での環境と資源リサイクルについての課題意識が高まっております、校外学習として近くの川に行き水質を調べ、尾川小中学校では尾川川に親水公園をつくってはどうかと、このようなアイデアが出たりもしております。ごみとリサイクルの問題につきましても各小学校で高吾北清掃センターで学習をさせていただくなど、取り組みへの機運は高まっております。

このような折ですので、議員御提案の最終処分場などでの見学を初めとする学習について、まことに有意義なことと考え、早速、関係機関に問い合わせ、趣旨と実施内容などを各校に紹介し、実施に向けた検討を依頼するよういたします。ありがとうございました。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。ごみ問題は本当に避けては通れない今後の近い将来の話でもあり、大切な課題でもあります。まず、ごみを出しやすくなりましたので、早急に町民の皆さんに一人でも多く周知していただく取り組みをお願いいたします。

続きまして、3つ目の質問をお伺いいたします。質問内容は3つありますが、2つはまとめて質問をさせていただきます。まず、道の駅についてお伺いいたします。

道の駅の予定の国道33号線でも高知市方面から上り道路ですが、現在のままで想定すると道の駅に入るときに原則一時停止した場合は見通しの悪い箇所になると想定されます。道の駅完成後は週末を含め今まで以上の観光客や町内外からの来客も多くなり、佐川町の窓口として活気のある場所になると想定されますが、注意しないといけないのが、初めて町に来る観光客、久しぶりに来る方々は今の形状の国道では大変危険な国道となり、現状の国道33号線の交通量をカバーできる道は佐川町にはない中、交通事故などで通行止めや片道通行になった場合、県道、岩目地西佐川線も含め、予想以上の渋滞が発生することも想定されます。現状の手前を削ることや何ら

かの対策をして、停車や右折左折する車が見えるようにして、事故を未然に防ぐ対策をすることが必須だと思いますが、国土交通省の現在の計画の予定をお伺いいたします。

続きまして、道の駅の無料スペースの公園計画についてお伺いいたします。近年、着実に温暖化が進んでいると感じるのが真夏日です。最高気温も35度を超える猛暑日が当たり前になりましたが、元気な子供たちは公園などでも関係なく親が声をかけるまで遊び続けます。それにより、公園なども熱中症対策も必要な時代になってきていると感じます。そこで、芝生広場や公園なども屋根付き小屋なども設置して親が近くに居る場所を確保し、熱中症対策として屋根などにミストシャワー等を設置してみてはいかがでしょうか。そのミストシャワーも子供たちに熱中症対策にもなりながら、遊具の一つにもなります。また、公園のベンチなどですが、普段はベンチとして使用し、災害時には座る部分を外すとかまどになり、座っていた部分はテーブルに使用できる防災ベンチを数カ所設置するなどの検討もお願い、お伺いいたします。

また、現在の材料費価格高騰などもあり、当初予想の予算では遊具などが減る可能性があるのではないかと危惧もされます。遊具で子供たちにふわふわドームの遊具は、現在、必須遊具であり、現在の公園にはなくてはならない遊具で、設置の検討も含めお伺いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは山本議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、国土交通省が実施する道の駅に侵入するための国道改良工事の現在の計画ですが、越知町方面から道の駅に侵入するための右折専用レーンの整備と高知市方面から侵入する場合の左折専用レーンの整備をしていただける内容となっております。議員がおっしゃるように、道の駅入り口付近は国道の縦断勾配が変化しているため、見通しが悪い場所がございます。この点につきまして、先週金曜日に町長が国土交通省土佐国道事務所に出向き、確認したところ、現状で国道の整備水準は満たしているため、勾配修正の計画はないとのことでしたが、事故を未然に防ぐために、ドライバーへの注意を促す、交差点ありや速度注意といった道路管理者として設置できる道路表示や標識の設置をして、できる限り安全対策を実施していただけるとの回答を直接所長よりいただきました。

道の駅の整備にあたっては町民の皆様からも国道の安全性の確保や渋滞緩和に対する御意見と御要望を多くいただいておりますので、町としましては安全性の確保、想定される交通量増加への対応などにつきましても、国土交通省初め、関係機関への要望や協議を引き続き行ってまいります。

続きまして、遊具広場についてです。遊具広場につきましては、これまで設計から施工までをメーカー提案による一括発注として考えておりました。しかし、国土交通省が整備する国道33号線の右折レーンと左折レーンの改良とトイレ及び駐車場整備を行うにあたり、町有地との交換が必要になったことで、設計段階の前、また、設計時にもさまざまな調整が必要になります。また、町が実施する道の駅本体工事、遊具広場の工事、国土交通省によるトイレ、駐車場と国道33号線の改良工事が同時に行われることを考えると、しっかりした施工計画と施工管理が必要になります。このことから遊具広場につきましては用地交換手続事務、設計、施工管理までを委託業務として発注することにいたしました。委託費用につきましては、本定例会において補正予算で計上させていただいております。

公園の整備にあたっては、年齢や障害の有無に関係なく、誰でも安全に楽しく遊ぶことができる施設にする必要があると考えております。熱中症対策もその一つとなります。熱中症対策としましては、山本議員がおっしゃられるとおり、ミストシャワーの設置や木陰などで直射日光を避けることのできる場所を整備する、そういった方法があるかと考えております。公園の設計を進める中で、イニシャルコストやランニングコストを含めて検討した上で、公園整備の予算の範囲内で効果的な対応をしていきたいと考えております。また、ベンチにつきましても、道の駅は災害時の避難場所などの位置づけはございませんが、施設の位置や敷地の広さを考えた場合、人や物が集まる施設となる可能性は十分ございます。公園に災害時にも利用できるベンチを設置することも含めて、今後、考えていきたいと思っております。

また、資材高騰によるところですが、現在の予算で正直なところどの程度の公園の規模ができるかといったところがわからない部分がございますので、設計を進める中で判断をしていきたいというふうに考えております。以上です。

3番（山本和輝君）

ありがとうございます。国道は計画段階から危険な箇所と指摘されている場所ですので、また国交省の対応を、国交省の対応をしていただき、事故の危険のリスクが下がることを期待しております。

また、施設全体が道の駅、公園などを含めた場合、避難場所と位置づけにされなくても、利用される可能性もあるとのことですので、できるならば防災用品、防災食品なども備蓄し、自助・共助・公助の公助として震災対応の取り組みもお願いいたします。

また、公園についても、施設全体は町内外、町外の方々をターゲットにした計画をしておりますが、遊び場なども期待される中、人気遊具などが少ないと利用者のレポートや町外からの遠足なども見込みも少なくなる可能性もあります。年齢や障害者など関係なく、誰もが楽しく遊べる公園にするためにも、ぜひ予算も含め検討を取り組んでいただきたいと思います。また、その予算ですが、今価格が上がっている中で、予算範囲になるにあたって、今の予算をちょっと予算をつけるなどしていただくことがあるか、そこについてお伺いいたします。

町長（片岡雄司君）

回答させていただきます。先ほど、山本議員も言われましたが、昨今はですね、世界の情勢により資材の高騰が、著しく高騰していると聞いております。今現在道の駅も発注をさせていただきましたが、それがどういうふうになっていくというかはまだ資材が入る状況、まだ協議をしておりますが、そういう状況でございます。やはりその、公園に置く、先ほど言われましたが、ふわふわドーム、そういったことも予算の範囲内で行えるかどうか、また、ほかにかわる新しい遊具ができればどうか、そういう状況も踏まえながら集客力のある公園にしていきたい。まあ道の駅、おもちゃ美術館という施設に併設するためにですね、晴れた日は外でも遊んでいただいて、多くの子供の方々、子供さんとかですね、障害を持った方々も来ていただいて、楽しんでいただけるような遊具。あまり予算が決められておりますが、それにおきまして、高騰をあまりにもしてですね、あまりにも遊具が少ないような状況になるとですね、やはり補正を対応させて、まあ協議を必要となりますが、補正でですね、しっかりと集客力のある楽しんでいただける公園にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

3番（山本和輝君）

ありがとうございます。想定外の高騰でもありますので、柔軟な対応をしていただき、魅力のある施設に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、地元観光バスの広告連携についてお伺いいたします。地元観光バスは県外でも走る有数の観光バス会社もあります。そこで、町外にて運行するバスなど、広告ラッピングし、また、予定があるならば道の駅から上町までシャトルバス、ラッピングバスなどの取り組みがあるのかお伺いいたします。牧野博士の生誕地、道の駅、著作権法もありますが、らんまんなどのバスのラッピング等の観光バス会社の連携について佐川町独自のデザイン広告の取り組みについてお伺いいたします。また、NHKのらんまんの著作権についてお伺いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

山本議員の御質問にお答えいたします。NHK連続テレビ小説らんまんの放送によりまして、牧野博士の生誕地として佐川町への注目度が今まで以上に高まることにつきましては皆さんも期待のとおりに期待される場所であると思います。また、令和5年度には道の駅やおもちゃ美術館の開業も重なるようになっておりますが、またこの道の駅につきましても、まきのさんの道の駅ということで佐川町に来られる観光客の皆様につきましては大きな期待をして来られると思いますので、今回のこの観光によりまして地域活性化の好機というふうに佐川町としても捉えているところでございます。

観光客の誘客にあたりましては、地域外の多くの皆様に佐川町の魅力を発信し、認知していただく必要があります。山本議員おっしゃられましたように広告のラッピングも合わせまして、新聞の折り込みでありますとか、テレビCM、またSNS、ホームページなど情報発信の手段は多岐にわたるといふふうに考えております。

御質問のありましたバスへのラッピングにつきましてですが、らんまんに関するものとなりますとNHKのガイドラインに沿う必要がありますので、バスの運行形態でありますとか、運行区間、運行します期間、またラッピングの種類など具体的な希望するものをNHKのほうと協議を行いながら判断していただく必要があるのかというふうに考えております。

また、シャトルバスということなのですが、今現在、県の推進協議会のほうにおきましても佐川町は県全体で取り組む事業の第1層

というところに位置づけをされておりますので、県協議会といたしましても周遊のバス、こういったものの検討ができないかということで、今現在高知県のほうとも協議のほうを進めているところでございます。

今議会におきまして、牧野富太郎博士顕彰事業ということで、さまざまな事業費につきまして補正予算のほう計上させていただいているところでございますが、町としましては今後、議会後ですね、さまざまな事業を展開していく中で、統一感をもったようなトータルデザインのほうの作成のほうも検討をしております。こうした町が作成するデザインの活用でありましたら、観光バスへのラッピングなど十分に可能でないかというふうに考えておりますので、またいろいろ協議を進めながら考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。町内でも広告も活気があふれる取り組みですが、佐川町として佐川町独自のデザイン広告で町外にアピール発信する取り組みも必要であると感じます。おもちゃ美術館のアンケート調査でも結果が出ていますように、四国4県でもそうですが、県内、特に東部、佐川町の認識度の低さもあります。バスなどでラッピングするメリットは観光客の記念写真などをバスの横顔の前にし並び撮影するなど観光客にも高い宣伝効果があります。いろいろな宣伝の仕方もありますが、多種多様の広告宣伝をお願いいたします。

続きまして、4つ目の質問、町内6次産業の取り組みについてお伺いいたします。

6次産業、来年オープン道の駅でもメインとされる地場産の生産物、農産物や加工品、佐川町は現在の6次産業の取り組みをお伺いいたします。現在、高知県庁では商工労働部工業課で経営革新計画、承認者の中でもものづくり支援、3分の2補助対策、商工会では現在、第8回、6月3日まででしたが、小規模事業持続化補助金など3分の2を補助。今までかなりの数の補助事業があり、各産業に参入しやすい環境であると思いますが、コロナ禍により経営難の企業、個人企業が多くなり、挑戦しにくいのも実情です。

例えばですが、商工会の窓口ですが、小規模事業持続化補助金の場合、次は第9回9月、第10回12月、第11回は来年の2月の予定

で、持続化補助金なども予定されています。そこで、今後、9月中旬から県の経営革新計画、商工会の小規模持続化の申請、承認された企業、個人企業の自己資金の3分の1を町で補助などの取り組みを新たに新設してみてもいかがでしょうか。

また、現在6次産業に算入した事業者は町内に何社いたかお伺いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

御質問にお答えいたします。まず、議員がおっしゃいました小規模事業者持続化補助金は小規模事業者などが作成した持続可能な経営計画に基づく地道な販路開拓や業務効率化への取り組みを支援するもので、主に経営基盤の強化を目的とした補助金となっております。申請窓口は商工会で補助率3分の2、上限50万円となっております。佐川町内の事業者の申請及び採択の状況を商工会に確認しましたところ、令和2年度が申請8件、採択2件、令和3年度が申請3件、採択3件、令和4年度が申請予定2件となっていると伺っております。

現在のところこの事業に対しての上乗せというところは考えてはおりません。で、6次産業は1次産業と農林漁業、1次産業の農林漁業と2次産業の製造業、3次産業の小売業などの事業化を一体化で取り組むことにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指していくものであります。当町において総合的な6次産業化に向けた取り組みについて支援する補助金などは現在はございません。過去には商品開発などのものづくりを支援する補助金を実施していましたが、現状では相談をしていただいたときにどのような支援が必要なのかを判断して関係機関や制度を紹介するといった個別対応をするようにしております。

ただ、そのほか、道の駅を開業に向けて令和2年度から地域資源を活用した商品開発や既存事業の磨き上げには取り組んでおります。現在業務を財団法人しあわせづくり佐川に委託しており、2年間の実績の中にはニラを使ったニラこうじ、梨を使った新高梨ドロップなど農家の方からの相談で6次化につながったものもございます。ただ、6次産業化で算入した方の件数については現在のところ把握ができておりませんので申しわけございません。以上です。

3番（山本和輝君）

ありがとうございます。今回、道の駅は官民が一体となり進めな

いと完成しない事業です。建物が完成してもお土産や購入商品が品薄状態では絶対リピートにはつながりません。少しでも多く佐川町産の商品が出品できるように、役場、しあわせづくり佐川、商工会などが連携し、各産業に算入しやすいように補助金の取り組みを町内の皆さんに知っていただく取り組みもお願いいたします。

商工会は3年間で7件の採択があり、実績がある中、県の革新計画については佐川町は去年までゼロ件で今年1件だけです。現在ガソリン高騰に始まり、生活用品高騰、食品商品、主要食品メーカー105社においても年内に1万点以上の商品値上がりが予定されています。農業でもお米など作物価格下落などがあり、肥料代なども今月から予想以上に高騰し、製造業なども資材高騰で全ての産業が経験したことのない状況である中、まだまだこれから高騰するとも言われる現状下で経営者なども現在の産業と、ほかの産業に参入し、負担率を振り分けたいと検討している方などもいます。

また、農業生産者などの加工などに参入したいときは役場の窓口でも相談に対応してくれるとのことですので、ぜひ広報などで記載していただき、町民の皆様にも周知していただく取り組みなどもよろしくお願いいたします。

またこの課題は今後とも質問させていただきます。これからの佐川町の未来型取り組みとして、役場は、各産業が活性化するにはどのような取り組みが最大限にできるか今一度執行部として検討をお願いいたします。

これから佐川の未来のためにはいろんな意見も活用して未来につなげる取り組みもしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上で、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、3番、山本和輝君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を7日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後 4 時 20 分

